

令和元年第2回東大和市議会定例会会議録第12号

令和元年6月13日（木曜日）

出席議員（22名）

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 関田 | 貢 | 君 | 2番 | 大后 | 治雄 | 君 |
| 3番 | 二宮 | 由子 | 君 | 4番 | 実川 | 圭子 | 君 |
| 5番 | 森田 | 真一 | 君 | 6番 | 尾崎 | 利一 | 君 |
| 7番 | 上林 | 真佐恵 | 君 | 8番 | 中村 | 庄一郎 | 君 |
| 9番 | 根岸 | 聡彦 | 君 | 10番 | 木下 | 富雄 | 君 |
| 11番 | 森田 | 博之 | 君 | 12番 | 蜂須賀 | 千雅 | 君 |
| 13番 | 関田 | 正民 | 君 | 14番 | 和地 | 仁美 | 君 |
| 15番 | 佐竹 | 康彦 | 君 | 16番 | 荒幡 | 伸一 | 君 |
| 17番 | 木戸岡 | 秀彦 | 君 | 18番 | 東口 | 正美 | 君 |
| 19番 | 中間 | 建二 | 君 | 20番 | 大川 | 元 | 君 |
| 21番 | 床鍋 | 義博 | 君 | 22番 | 中野 | 志乃夫 | 君 |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

| | | | | | | | |
|------|----|---|---|-------|----|----|---|
| 事務局長 | 鈴木 | 尚 | 君 | 事務局次長 | 並木 | 俊則 | 君 |
| 議事係長 | 尾崎 | 潔 | 君 | 主任 | 高石 | 健太 | 君 |

出席説明員（30名）

| | | | | | | | |
|-----------|----|-----|---|---------|----|----|---|
| 市長 | 尾崎 | 保夫 | 君 | 副市长 | 小島 | 昇公 | 君 |
| 教育長 | 真如 | 昌美 | 君 | 企画財政部長 | 田代 | 雄己 | 君 |
| 総務部長 | 阿部 | 晴彦 | 君 | 総務部参事 | 東 | 栄一 | 君 |
| 市民部長 | 村上 | 敏彰 | 君 | 子育て支援部長 | 吉沢 | 寿子 | 君 |
| 福祉部長 | 田口 | 茂夫 | 君 | 環境部長 | 松本 | 幹男 | 君 |
| 都市建設部長 | 鈴木 | 菜穂美 | 君 | 学校教育部長 | 田村 | 美砂 | 君 |
| 学校教育部参事 | 佐藤 | 洋士 | 君 | 社会教育部長 | 小俣 | 学 | 君 |
| 行政管理課長 | 木村 | 西 | 君 | 情報管理課長 | 山田 | 茂人 | 君 |
| 子育て支援部副参事 | 榎本 | 豊 | 君 | 保育課長 | 関田 | 孝志 | 君 |
| 青少年課長 | 新海 | 隆弘 | 君 | 福祉推進課長 | 嶋田 | 淳 | 君 |

健康課長 志村明子君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 石川博隆君
給食課長 斎藤謙二郎君
中央公民館長 佐伯芳幸君

環境課長 宮鍋和志君
建築課長 中橋健君
学校教育部
副参事 吉岡琢真君
社会教育課長 高田匡章君
中央図書館長 當摩弘君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。令和元年第2回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、児童・生徒の安全対策についてお伺いをいたします。

①といたしまして、登下校時における安全対策の現状と課題及び今後の取り組みについて。

②といたしまして、課外授業や遠足などにおける安全対策の現状と今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、通学路・スクールゾーン・生活道路の安全対策についてお伺いをいたします。

①といたしまして、通学路・スクールゾーンの安全対策についての基準と現在の状況と課題及び今後の取り組みについて。

②といたしまして、生活道路における安全対策についての基準と現在の状況と課題及び今後の取り組みについて。

③といたしまして、車両用防護柵の現在の設置基準と強度に対する現状及び高強度防護柵の現状の設置状況と課題及び今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、3番といたしまして、子供の歯の健康についてお伺いをいたします。

①といたしまして、虫歯罹患率改善に向けての市及び教育委員会としての本年度の取り組みの状況についてお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、児童・生徒の登下校時における安全対策についてであります。現在学校の登下校時にはスクールガードや保護者の方々を初めとするボランティアによる見守り活動を実施しております。加えて小学校の通学路に合計50カ所、小中学校の校門等に合計57カ所に防犯カメラを設置しており、適切な管理運用に努めております。また、市では安全安心情報サービスによる不審者出没情報の提供、小中学校及び学童保育所を中心に、市内全域にわたる青色回転灯パトロールカーによるパトロールを実施しております。このほか平成30年度の2

学期から、ICカードを活用したスクールメールシステムが、市内の全小学校及び学童保育所に導入され、運用を開始しております。スクールガードの方々の高齢化が課題でありますことから、教育委員会だよりやさまざまな機会を通じて、新たな担い手となる方を募る取り組みを進めております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、課外授業や遠足などにおける安全対策についてであります。学校におきましては児童・生徒等の活動中に起こり得る危険を的確に想定し、安全対策を講じているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、通学路・スクールゾーンの安全対策についてであります。通学路は児童の安全な通行に適した道路環境を基準として、各学校において設定しております。通学路の合同点検としまして、毎年、夏季休業期間中に学校、保護者、東大和警察署、道路管理者及び教育委員会の5者で危険箇所等の確認を実施しております。点検の結果、対策が必要な箇所については、状況に応じた対応を行っております。また、スクールゾーンは、小学校周辺を範囲として警視庁が設定する交通安全対策ゾーンでありまして、登下校の時間帯に合わせ車両の通行が禁止されております。課題といたしましては、通学路においては、道幅が狭い上に車両の通行が多い箇所が存在すること、スクールゾーンについては新たな設置が非常に困難なことであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、生活道路における安全対策についてであります。生活道路の安全対策につきましては、東京都の第10次東京都交通安全計画との整合性を図って策定しました。東大和市交通安全計画を基本としておりますが、安全対策についての基準はありません。市内におきましては、警視庁の取り組みとしてゾーン30が整備され、市の取り組みとして防護柵の設置や注意喚起のためのカラー舗装の整備をするなど、各種交通安全対策を実施しております。しかしながら、生活道路における歩行中及び自転車乗車中の事故の減少率は、幹線道路と比較して小さく、全国的な課題となっております。今後につきましては、地域住民の方の安全確保と市民生活の利便性向上のため、引き続き歩行者の視点に立った交通安全対策を推進してまいります。

次に、車両用防護柵の設置基準と強度に対する現状及び高強度防護柵の設置状況と課題及び今後の取り組みについてであります。防護柵につきましては、東京都の道路工事設計基準に基づき設置しており、そのうち車両用防護柵は車両の走行外への逸脱による人的被害の防止等を目的として、路側用や分離帯用などの目的に応じた強度のものを設置することとされております。一定以上の強度を有する車両用防護柵につきましては、重大な被害が発生するおそれのある区間に設置することとされており、幹線道路の交差点周辺や、走行速度が高く、かつ交通量が多い区間、その他、重大な二次被害のおそれのある区間などに設置しております。課題につきましては、狭い歩道や歩道のない道路に設置が困難であることなどがあります。今後につきましては、通学路点検等により車両用防護柵等の設置状況の確認を行うとともに、新たに設置を検討する必要がある箇所への対応など、人的被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、市及び教育委員会における虫歯罹患率改善に向けての平成31年度の取り組みについてであります。市では乳幼児を対象に実施する歯科健診について、市報への掲載回数をふやし、事業の周知、強化を図るなど、歯科健診の利用者の増加に努めているところであります。また、虫歯の強い痛みなど急な歯の症状に対応する祝日等歯科応急診療事業におきまして、4月末から5月上旬の長期にわたる連休中の事業の実施について、歯科医師会と調整し、応急診療を7日間実施いたしました。教育委員会では、平成31年度も学校歯科保健取り組みプランを策定し、学校歯科保健に取り組んでおります。今後もさらに児童・生徒及び保護者の口腔の健康に

対する意識を向上させ、虫歯の予防、治療、かかりつけ歯科医の定着を図るため取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、児童・生徒の登下校における安全対策についてであります。通学路の見守り活動につきましては、現在市内の全ての小学校にスクールガードが組織されております。スクールガードは、地域住民の方々が学校に登録した上で、主に通学路について交通整理を行いながら、見守り活動を行っていただいております。また、児童の保護者につきましても、PTAなどの活動の一環として、学童交通擁護ボランティアとして学期の初めなどに見守り活動を行っております。また、教育委員会におきましては、小学校の通学路に合計50カ所、小中学校の校門に合計57カ所、合わせて107台の防犯カメラを設置し、適切な管理と運用に努めております。課題といたしましては、スクールガードとして、見守りを行っていただくボランティアの方々の高齢化が進んでいますことから、今後も教育委員会だよりやさまざまな機会を通じまして、新たな担い手となる方の募集に努めていくこととあります。

次に、課外授業や遠足などにおける安全対策についてであります。学校ではこれまでも活動場所、その経路に関する事前の実地調査を行うとともに、児童・生徒の健康状況を把握するなど、安全管理の徹底に努めてまいりました。今後は児童・生徒の危機管理能力を一層高める安全指導を行うとともに、保護者や地域の方々とも連携しながら、安全管理の体制を構築できるよう、関係課とも連携しながら学校支援を行ってまいります。

次に、通学路・スクールゾーンの安全対策についてであります。通学路は歩道・車道の区別の有無、横断歩道、信号機などの設置の有無などの基準を踏まえ、設定されているものであります。毎年、夏季休業期間中に合同点検を実施しておりますが、点検の結果、対策が必要な箇所につきましては、通学路の明確な表示として看板の設置など対策を行っているところであります。またスクールゾーンは、子供たちが小学校や幼稚園に通うために通行する道路であり、これらの施設からおおむね500メートルの区域内の道路のこととあります。スクールゾーンにつきましては、幼児の登下校の時間帯に合わせ車両どめを設置し、車両の通行を禁止するなどの安全対策を進めております。課題といたしましては、通学路においては、道路は狭い上に車両の通行が多い箇所が存在すること、またスクールゾーンにつきましては、設置に近隣住民の同意が必要となることから、新たな設置をすることは非常に困難であります。引き続き関係機関と連携しながら合同点検を継続し、通学路・スクールゾーンの安全対策に努めてまいります。

次に、虫歯罹患率改善に向けての教育委員会の取り組みについてであります。本年度におきましても、学校歯科保健取り組みプランに基づきまして、市内の小中学校では給食後の歯磨きや、学校歯科医による歯磨き指導、歯科講話のほか、ポスターコンクールへの出展や標語の応募など、活動に取り組んでまいります。中でも第六小学校におきましては、本年度から全学年の児童において、歯磨き後、うがい液を使って口をゆすぐ、フッ化物洗口を週1回実施しております。さらに2学期からは第三小学校におきましても、特別支援学級においてフッ化物洗口を開始する予定であります。このほか虫歯罹患率の低減に向けて、保護者に対し家庭における食後の歯磨き習慣や、かかりつけ歯科医の定着を図るため引き続き働きかけてまいります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

順次、幾つか再質問させていただきたいと思っております。

それでは、最初の児童・生徒の安全対策についてということで、お伺いさせていただきます。

平成30年5月に発生した、新潟県新潟市西区で発生した、下校時に3時ごろ連れ去られた小学2年生の女儿が殺害された事件、また先日の神奈川県川崎市で発生した登校中の女儿らが含めて亡くなった事件など、登下校時における安全対策についての見直しや、再対策の取り組みが今現在行われようとしております。そしてまた登下校防犯プランというのが国から出ておりますが、読ませていただきますと、従来、登下校時における子供の安全を確保するための対策については、地域の子供は地域で守るという観点から、地域の現場において多岐にわたる努力がなされてきたが、地域の安全に大きく貢献してきた既存の防犯ボランティアが高齢化し、担い手が不足しているという課題がある。加えて共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りが困難になっている上、放課後児童クラブ・放課後子ども教室等において、放課後の時間を過ごす子供たちが増加をし、下校・帰宅のあり方が多様化していると考えられる。したがって、従来の見守り活動に限界が生じ、地域の目が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子供がひとりで歩く、1区間等において、見守りの空白地帯が生じている。この見守りの空白地帯における子供の危険を取り除くために、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるということで記載があります。

東大和市も、さまざまこの機会を通じて、国からのこういう冊子があったりだとか、また東京都からの取り組みがあったとき、先ほど市長や教育長の答弁からありましたが、いち早くさまざまな活動をしていることは私も認識しております。スクールガードや保護者などのボランティアの見守り活動、そしてまた小中学校への防犯カメラ等の設置、安全安心メールのサービスによる不審者情報の提供、また昨年もスクールメールシステムを導入し、十分に安全対策に関しては、市長と教育長のリーダーシップのもと、適切な取り組みがされていることは十分に評価したいというふうに思っております。

しかし、こういう事件は、続くときはやはり続くもので、これをしたら完璧に子供たちが守れますっていうものが、なかなか妙案がない中で、いろいろ考えていかなくちゃいけないんだなっていうことはあります。それで事件が起きた後、柴山文科大臣が関係者をお集めしたときに、立ちの会見で、とにかく現場から何でも上げてくださいますと。それに私たちは最大限の協力をしますっていうことを何度も言っていました。現場から何が欲しい、あれが、どうしてほしいということをとにかく上げてくれないと、子供たちが守れないということをおっしゃってましたので、改めて妙案はない中ですが、いろいろな形で子供たちを守っていかねばならないということがやっぱりありますので、幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

先ほどお話ししましたが、国が策定した登下校防犯プランに基づいても、先ほどの点からも子供たちの登校時の安全を守るには、現状お母さん方を中心とした保護者、それからスクールガード、また地域のボランティア以外だと、テレビでもいろいろ教育の評論家の皆さんが言ってましたが、そろそろお父さん方の出番がないと、こういう無差別に子供たちを狙ってくるようなものは防げないんじゃないかと。それから、朝、お母さんたちには新年度1週間、通学路のところ立っていただいたりはしていますが、これはやっぱり地域の自治会さんだとかシニアクラブさんだとか、地域に貢献している皆さんにやはり御相談をして、できるできないの時間帯はあるにしても、通学路にしっかり、子供たちを通学するときに守っていただく体制づくりが必要なんじゃないかという話がありました。

そろそろそういった個別具体的なお願いを教育委員会のほうも、何かがあってからじゃ遅いのでしていただきたいというふうには私は考えておりますが、さまざまな事件が起きてる中で、そのあたり教育委員会として、また上部団体のほうから何かそういう通達等あるのかどうかを含めて、ちょっと御答弁いただけますでしょうか。

か。

○教育総務課長（石川博隆君） 現在は、スクールガードやPTAの保護者の方々によりますボランティアの見守り活動というのが、どうしても中心になってございます。このほかにウォーキングやジョギング、買い物や犬のお散歩、花の水やり等の日常活動を行う際に、防犯の視点を持って見守りを行っていただくというような見守り等を推奨しているほかに、本年度から現在の社会福祉協議会が事務局となっていますファミリーサポートセンターにおきまして、協定を結ぶ事業者の方々、日常業務の中で子供たちを見守るといふようなことを実施する予定で、今現在準備を進めているというところでございます。

一部、お父さん方への協力依頼等、行っているような学校もあるように聞いてございますけれども、全体としてお父様方、それから自治会の皆様方、シニアクラブ等の皆さん等による新しい目というものをふやすということは、大変大きな力になるというふうに思われますので、こちらのほうは機会を捉えて御協力をお願いするということが検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今こういうのが毎日、朝のニュースでも流れているときに、ちょうどこの時期ですので機会を捉えて、ぜひ迅速にそちらの提案というか、接点を持っていただいて取り組みをしていただきたいということで、こちらも要望させていただきたいと思います。

先ほどお話ししました登下校防犯プラン、見さしていただいても、東大和市はもう本当にほとんどやっただいているというか、迅速にまた先んじてやっただいてるっていうのも、よくよく見てわかるところでございます。ですので、そこが不足してるということは全くございません。

さらに、今新たに自治会であったり、お父さん方、またシニアクラブで個別のお願いをさせていただきました。あわせて子供たちをみずから守る、また子供たちに防犯意識をさらに向上させる取り組みも、これから必要だろうということでもあります。同じく登下校防犯プランには、防犯教育の充実ということで、防犯の専門家の方を招いて、安全マップづくりと、また防犯教室と、それに子供に危険予測、回避能力を身につけさせ、実践的な防犯教育を推進するというふうに記載もあります。

こちらで新聞等で確認をしたんですが、護身術に関する教育もしてる自治体もあるというふうに伺っています。少しYouTubeのほうの画像を見させていただきましたが、体育館にランドセルしょった子供たちが来て、要は萎縮しちゃうんですね、いざそういうことがあったときに、子供たちは怖くて。ところが、それになれさせるようなために、少しランドセルを引っ張ったら「わーっ」と大きな声を出して走る訓練をするだとか、逃げる訓練をするだとか、そういうふうに体身につけさせることで、子供たちがいざなったときに、防犯ブザーという取り組みはもう少し前からやりましたが、見守りも含め、今度子供たちは自分たちで守ったり、自分たちで逃げるということも、覚えていく必要がこれからの時代あるんだろうなというふうに思っています。

そういった意味で、防犯教育のこれからの充実と、それから護身術の教育ということの一つお話をしましたが、このあたり御検討されることはあるのかどうかも含めて御答弁いただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 児童・生徒への防犯教育等の充実につきましては、これまでになかった犯罪に巻き込まれている状況を受けて、自分の身を自分で守るという意識を高め、危険を予測し回避する能力の育成を最優先にして指導してまいりたいと考えております。具体的な指導としましては、刃物等の機器を所持している、暴力を振るおうとしている、攻撃的な発言をしているなど、危険と思われる人物に遭遇した場合は、

「助けて」など大きな声を出したり、防犯ブザーを鳴らしてその場から速やかに逃げること。またその場から逃げた後、交番、子ども110番の家、救急ハウス、家庭、学校等の中で最も近い安全な場所に駆け込み助けを求めることや、該当する場所が近隣にない場合については、商店ですね、事務所、一般の家庭等、身近な場所に速やかに駆け込み助けを求めることなどについてであります。

今お話のありました護身術教育につきましては、また今後研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ護身術のほうの教育も含めて、また先ほど言ったとおり、体にしみつける、しみ渡ってとっさに反応できるということが一番大事ですので、カリキュラムも大変多い中でなかなか時間もとれないかなというふうに思うんですが、少し優先していただいて、短時間でできる部分もあると思うんですね。取り組んで体にしみ渡らせることが大事だと思うので、子供たちに。ぜひ、そのあたりを御検討いただきますようお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほどお父さん方の出番ということもお話をしました。新聞も幾つか載ってましたが、何度もこれだけじゃなくて衛生保健の関係で私もお願いしたことあったんですが、保護者会や授業公開の後の機会を例えば通じたり、親がなるべく集まる機会ですね、特に土日、土曜日に集中してるものですから、子供たちの登下校の安全を守るためには、保護者の皆様、お父様方、特にまたその時間は地域の自治会の皆さんに御案内を出したって私はいいと思うんですが、具体的なお願いする時期にこれもきてると思いますので、やはりぜひそういう機会を通じてやっていただきたいというふうに思います。

この授業公開等、集まる機会、多いところを使ったこういったさまざまな取り組みということで、過去、ほかの内容でもお伝えをしたことがありますが、このあたりは御検討されたことがあったのかも含めて、少し教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 児童・生徒の登下校の見守りについてであります。市内の各学校におきましては、先日の川崎市における事件を受け、家庭や地域の方などに対して、防犯の観点からの見守りの協力につきまして文書やメールを送付したり、PTAの集まりや青少年対策委員会、学校運営連絡協議会などにおいて直接依頼をしたりしております。今後も男親の会、保護者会、セーフティ教室、こういった機会を通して、継続して依頼を行うよう働きかけてまいりたいと考えております。また、教育委員会としましても、国や都の動向を注視しつつ、学校関係者への依頼について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この項、最後に課外授業や遠足などの安全対策ということで先ほど御答弁もいただきました。児童・生徒等に活動中に起こり得る危険を的確に想定し、安全対策を講じているということだったというふうなことだと思います。

これも実は子供たちと同じように、先生方もやっぱり怖いと思うんですね、正直言って。そのときに、子供たちを守るかっていうのは非常に大事なことで、これ2つ目の項のあれのときにまた伺いますが、車が飛び込んできたときに保育園の先生か何か子供を突き飛ばして、自分が車にひかれて、亡くなりたくないで、足は骨折されたそうですが、大変なもんだと思うんですね、それって意識なもので。みんなができるかといえなかなかできないものと、恐らく。ただ小学校ですね、日常、この安全対策を講じるということですが、この

辺、具体的に先生方はどのようなことを例えば想定して、訓練という言い方が合ってるのかあれですが、どういった取り組みをして先生たちも、自分たち、子供たちを守るためのものを日常身につけたりする、お忙しい中ですが、取り組まれているのかなってというのが、私は余りそういうのを見かけたことがないもんですから、こういうことをしてますよってというのがもしあれば、ちょっと御答弁いただけたらと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 不審者対応に対する教員の研修等についてでありますけれども、各学校において、校内においてそういった機会を設定して、警察の方から学ぶような機会を設けて取り組んでいる学校もございます。そういった不審者対応につきましては、校内での不審者対応といったところを想定して行っている学校がほとんどだというふうに思いますので、今後、川崎市等の事件を受け、校外における不審者対応等についても、研究をしていかなければならないといったところだというふうに認識しております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

そうですね。現場でやっていただくのが一番だなというふうに思います。こういう仕事を私もしているものですから、例えば授業公開とか行ったときに、実際入り口というのは誰か立ってるわけじゃないので、誰でも入ってこれますよね。

この間の川崎の事件もそうですが、幸いにして今何もないからいいんですが、あんなところで例えば校内に入ってきてもう包丁を振り回されちゃったら、これどうなっちゃうのかなっていうふうに考えるときも実はあって、先生たちももう本当に萎縮しちゃうだろうなっていうのがあるので。それは誰も一緒だと思います。私たち議員がいても、そこまでできるかなというのもあると思うんで、日々の訓練が大事だと思います。意識させることですね。子供たちもそうですが、先生方もそのあたりをぜひ取り組んでいただけるように、改めてお願いをしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

もうこの項は、これで終わりたいと思いますが、先ほど親と子供たち保護者にお伝えをしてもらいたって言ったのは、実際やはり、さらにこれは家に帰った後に家庭教育につながっていくと思うんですね。やっぱり例えば道路の安全だったり、そういった危ないところだったり、そういうことがあったときって、親から教えられることもたくさんあるもんですから、親の知識をしっかりやっぱり認識さしていただく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

何でも学校が、学校が言うつもりはないんですが、なかなか正しい情報を得られない保護者も実際いるものは間違いのないものですから、家の中で生活をしている中で、保護者から子供たちに気づきを教えてあげるということは、小さいころの思い出とすれば、そういうことが多分皆さんあると思いますんで、その基本となる情報を親がしっかり持ってないと、子供たちにしっかり伝えることができないというふうに思いますので、先ほどお話ししましたお父様方たち、地域では出番だということもお話ししましたが、そのあたり含めて要望しておきますので、どうぞ取り組みをしていただきますようお願いをしたいというふうに思います。

○**教育長（真如昌美君）** いろいろと御指摘いただきましてありがとうございます。学校でも毎年、さすまた等の道具を使いながら、また東大和警察の協力をいただきながら、さまざまな取り組みをやってきております。今後も、もう一度、気持ちを引き締めて、そういった研修の内容を深めていきたいなというふうに思っているところであります。

それから、このところ市長部局から大変な御協力をいただきまして、出退勤のときに腕章を全員がつけております。その効果ですけれども、非常に私、効果あるなというふうに思っております。私もつけて歩いてん

ですけれども、車は横断歩道でとまってくれる方、大変多くなってきております。腕章の効果ではないかというふうに、私は思ってるんですけども、そういった目に見える形で取り組みをしてるんだということを、私たちもしっかりとメッセージとして伝えていく必要があるなというふうに思っておりますので、今後ともいろいろ工夫をしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 教育長、ありがとうございました。

そうですね、確かに腕章は我々も御案内、ファクスいただきましたが、尾崎市長からの本当に取り組みの一環だなというふうに、それから真如教育長の取り組みだなというふうに思っておりますので、そういった地道な妙案が、これで守れるという妙案がないもんですから、少しずつでもそういった取り組みをしていただくことが一番大事だなというふうに思いますので、御答弁いただきましてありがとうございました。引き続き子供たちの安全を守っていただきますよう、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

1番の項は、終わりたいというふうに思います。

2つ目のところに移ります。通学路・スクールゾーン、それから生活道路の安全対策ということで伺わしていただきたいというふうに思います。

少し内容、触れさせていただきましたが、防犯という意味で、取り組みが必要だということをお話をしました。今は先ほどお話ししましたとおり、高齢者のドライバーの問題で防護柵を越えたり、車が公園に突っ込んできたりとか、そういうことが多々ある中で、この辺の安全対策の基準を、どうなってるのかなということでも少しお伺いをしたくて、実は通告をさせていただきました。できる範囲の取り組みは、十分に幾つかしていたいていることも、こちらも認識をしておりますが、改めてその辺を御答弁いただきたいという部分があります。

当然生活道路と言われるところの事故というものも非常に多くて、なかなかこちらの件数というか、減らないっていう事情も警察のほうでもあると思います。生活道路は、道路が狭いだけでなく、公道であるという点にその特徴があり、たとえ道幅が狭くても私有の道路であれば私道であり生活道路ではなく、生活道路は地域の住民が日常的に使う公道のことであり、道幅も大変狭いところも通常であるということで、またそこで子供たちも含めて安全対策が必要だということを捉えております。

そういった意味で、いつも休みの時期に安全点検、合同の安全点検を実施していただいているというふうに考えております。実際、刷新したところ、市内の中で必要な箇所というのは今現在も、例えばどの程度あって、また安全性を考えた上では交換したほうがっていう場所がもしあるのであれば、それが幾つぐらいあるのかを少しちょっと、そのあたり詳細も含めて教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） それでは、通学路の関係で申し上げますけれども、通学路につきましては平成24年度から合同点検という形で実施をしてるところでございます。毎年度、各学校におきまして、保護者の方からの御意見を参考に、点検が必要というふうに思われる箇所を数カ所、5カ所ぐらいですか、抽出してもらいまして点検を実施してるところでございますが、その結果、その箇所の実情に応じた形で、例えばガードレールの設置ですとか、信号機の点灯、点滅時間等の改良ですとか、また路面標示ですとか、また注意看板の設置、また古くなった看板の交換ですとか、路側線の補修、さらにはソフト面は警察における取り締まりの強化等を実施してるところでございます。

その中で、信号機の設置ですとか横断歩道の設置ですとか、そういったことも数年実施しています。中には

その要望が、保護者ないし学校からあるわけなんですけれども、場合によってはそういった警察におけます設置基準に照らしますと、なかなか実現が困難な場所というのがどうしても出てございます。それ以外に、今までの点検の中で積み残しとなっているような危険な箇所ということは、こちらは把握はしてございません。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。積み残しになってるところがないということで理解をいたしました。

また通学路を、それからスクールゾーンなどで考えた場合、車両の防護柵か、危険な箇所が、多分規定内というか、それでは大丈夫なのかなというふうに思うんですが、幾つかこういう車で急発進してっていうことが、今なっている現在の中で、実際のところその防護柵、今ついている防護柵自体が、もう十分に、スピードとあれででしょうけど、飛び越えていつちゃってる例が非常にニュースとかで見ると、このあたり高度の高強度の防護柵はどのぐらい安全性があつて、実際、費用面とかも含めて、効果とすれば、例えば交換した場合、危ないところも市内にあると思うんですが、どれぐらいの効果が得られるというふうにお考えでいらっしゃるか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在設置されております車両防護柵での危険な箇所ということでございますが、通学路の合同点検や担当課における道路パトロールなどにおきまして、現在危険と判断された、または判断しました箇所については、把握している中ではございませんが、天津市の保育園児の巻き込まれた事故等を踏まえまして、今後、交差点などにおいては、より一層そのような目線で点検する必要があると考えてございます。

防護柵には歩行者等の横断を抑制するためのパイプ柵と、車両の車道からの逸脱による人的被害を防止するためのガードレールなどの車両用防護柵がございまして、一定以上の強度を有する車両用防護柵は、幹線道路の交差点周辺や多摩湖周囲道路などの急カーブとなっている箇所などに設置してございます。公共の防護柵ということでございますが、メーカーでは公共の防護柵ということを使っておりますが、設計上ございませんので、一定以上の強度を有する車両用防護柵という言葉でお伝えしたいと思います。

一定以上の強度を有する車両用防護柵につきましては、車両がぶつかった場合に、通常の車両用防護柵以上の強度でその先に進入することを防ぐことができ、より一層の安全対策が図られるものと認識してございますが、ぶつかり方や車両のスピードの速度によりまして、防げないケースもあると考えてございます。

費用面におきましては、防護柵本体とその基礎の構造の違いにより、一定以上の強度を有する車両用防護柵の費用のほうが高くはなりますが、安全が第1ということを考えれば、費用が高くなっても設置していく必要があるということで考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

天津市のそうですね、保育園児の巻き込まれた事件、あれが最近も大きくとれるかなというふうに思っております。今課長お話ありましたとおり、あのときの目線で再点検するっていうことが、多分一番大事だなというふうに思いますので、ぜひそこは改めてお願いしたいというふうに思います。恐らく今までの視点と違う部分が出てくるかなというふうに思いますので、限られた時間の中ではございますが、ぜひ取り組んでいただきますよう、こちらも要望さしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

それから、生活道路における危険認識をどの程度把握されているのかなということも、また教えていただければと思います。市内における生活道路における安全性の課題と今後の取り組みを、もしあれば教えていただ

けますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 生活道路におきましては、車両や歩行者が多く通る交差点や見通しのよくない交差点に、注意が必要であるということで認識してございまして、市内にも各所にそのような交差点がございまして、カーブミラーの設置や交差点内の路面を赤く表示するなどの対策を講じているところでございます。狭い道路や歩道におきまして、車両用防護柵や歩行者の横断を抑制する防護柵の設置が困難であることが課題となっておりますが、区画線や路面標示、立て看板の設置等、可能な対策を講じているところでございます。今後につきましても通学路の合同点検や、担当課によります道路パトロールなどにおきまして、安全対策を図る必要があるとなった箇所対策を、引き続き実施していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほどの教育委員会のほうでもお話をしましたが、できる予算の中で歩道等の整備をしていただいたり、防護柵の設置をしていただいたり、またハンブ等、それから狭窄等の設置、それから即効性のある対策として路側帯のカラー塗装とか、さまざま取り組んでいただいているのは、本当に私も市内を歩いて、ここも色がついたとか、ここも変わったなということはいつも目にさしていただいていますんで、地道にできる取り組みを一生懸命やっただけでいるのは、担当部の皆さんにも本当に心から敬意を表さしていただきたいというふうに思います。

改めて、先ほど言った大津市の例が出ましたので、取り組みをぜひしていただくことを強くお願い申し上げさせていただきます、この項も終了させていただければというふうに思います。ありがとうございます。

最後です。子供の歯の健康についてということで、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

虫歯罹患率の改善に向けてということで、昨年も委員会のほうでも取り組みがあり、そして議会のほうでもある中で、ことし子供たちの虫歯の罹患率改善に向けての取り組みということで通告をさせていただきました。

虫歯はやっぱり親自身の教育ということも踏まえてあるなということと、身近なことの少しの取り組みで改善できるものがたくさんあるなというふうに思っておりますので、そのあたりを少し教えていただければというふうに思います。

乳幼児健診の機会を通じて、保護者への歯科健診の勧奨ということがいつもお話になると思いますが、このあたりの取り組み予定とか、また市民告知等を含めてありましたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 歯科健診の保護者の方へのお勧めについてでございますけれども、歯科健診は1歳6カ月から4歳までのお子様を対象に定期的実施しております。保護者の方へは、1歳6カ月健診におきまして、虫歯予防について集団指導を行うとともに、歯科診察の後の歯磨き指導において、おおむね3カ月ごとの歯科健診の利用をお勧めしております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

あと先ほど教育委員会の取り組みもお話があったと思います。市のほうでは、歯科健診の利用者の増加の今取り組みをしているということをお伺いをさせていただきました。それで、ことしは六小で今やってたフッ化物洗口の件がお話あったというふうに思いますが、このあたりもフッ化物洗口の充実した取り組みということで少しお伺いさせていただければと思いますが、このあたりもう少し詳細を少し教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） フッ化物洗口の取り組みにつきましては、学校におきましては現在、第六小学校のみでございますけれども、教育長の御答弁にもありましたように、昨年度は1年生から4年生までの対象としておりましたけれども、今年度は全学年、1年生から6年生まで対象を広げて実施をするということしております。また、2学期から第三小学校の特別支援学級においても実施を予定しております、今現在その準備を進めておるところでございます。

昨年度ちょっとまとめました第六小学校におけます追跡調査ですけれども、調査の母体が少ないというふうなことで、ちゃんと効果を明確に示す結果というものは出なかったんですけども、フッ化物洗口を行っている学年ではしていない学年のですね、その学年が同学年のときと比較しますと、明らかに歯医者さんに通っている割合っていうのが高くなっているという結果がありました。児童やお子さん、保護者の方の歯の健康に対する意識の変容を促すことに寄与しているというふうに考えておりますので、今後も拡大する方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

フッ化物洗口の拡大を少しずつ検討していただけているということで、子供たちにとっても、歯を磨いてくれば多分一番いいんでしょうけれども、いずれはそのことも進めていただきたいと思う中ですが、フッ化物洗口を行っている学年では、歯科受診する割合が高くなっているというこの報告もありますので、要は意識が高くなっているということと、家に帰って保護者にそういう話をするんだろうなというふうに思いますので、これからも拡大を含めて進めていただきたいというふうに思います。

それから、いつもお話ししますが、そういった中では当然定期的を受診をするということの癖というか、つけていくのが大事で、かかりつけ医の推奨、それから同じく先ほどもお話ありましたが、保護者ですね、保護者の意識をもう少し高めていただきたいということがありますので、このあたりの取り組みを少しお伺いさしていただければというふうに思います。

○健康課長（志村明子君） かかりつけ歯科医についてでございますけれども、市では歯科医師会の御協力をいただきまして、多くの市民の皆様にかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受けていただくことが、虫歯予防を初め歯周病など歯の病気を予防し、歯と口腔の健康を維持増進するために大切であることの周知を、無料歯科相談の実施やチラシなどを配布して啓発に努めております。今後も引き続きかかりつけ歯科医の定着の取り組みにつきまして、歯科医師会など関係機関と連携、協力を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校におきましても、歯科医師会と連携を図りながら、学校だよりですとか保健だより等を通じまして、御家庭に対しまして歯の健康のための歯磨き習慣や、そのかかりつけ歯科医の定着についても、促してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ、取り組みを続けていただきたいと思いますというふうに思います。

小学生までの虫歯は親の責任だということは、私が何度もここでお話をしていますが、親自身もブラッシングの正しい仕方、それからデンタルフロスの使い方の件も議会でお話をさしていただいたと思いますが、親自身のそういった取り組みも気づきをさしていただくようなことが、ぜひ取り組めるようであればいただければ

ばというふうに思います。

歯は一度失ってしまうと、当然永久歯であれば再生はしませんし、さまざまな病気の要因にもつながっています。心筋梗塞や動脈硬化、それから歯周病、全身疾患ということで、口腔の健康が全身の健康長寿につながっていくということのお話もさせていただきました。将来そうならないように、子供のうちにしっかりとした口腔管理を覚えることは、子供たち本人も、また市で言えば医療費の抑制の観点からも大変な重要な取り組みと考えますので、子供たちが笑って、歯がきれい、生涯において健康で生き生きと生活をして、自分の歯でおいしく食べられるように、子供のころから口腔のケアの大切さを子供にも、そしてまた保護者にも教えられるきっかけを、ぜひことしはつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これを要望させていただいて、終わりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（中間建二君） 次に、9番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[9 番 根岸聡彦君 登壇]

○9番（根岸聡彦君） 議席番号9番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は東大和市のエネルギー政策について、市の災害対策についての2点に関して質問をさせていただきます。

まず1番目として、東大和市のエネルギー政策について。

①低炭素型都市づくりに向けた取り組みについて。

ア、市の現状認識と取り組み内容は。

イ、今後の取り組み方針と課題は。

②再生可能エネルギーの活用について。

ア、市役所内における取り組みの現状と課題は。

イ、市民向けの取り組み状況と課題は。

大きな2番として、市の災害対策についてであります。①大規模自然災害発生時の対応策について。

ア、市内各施設の避難所としての整備状況と運営体制は。

イ、避難所運営における留意点と課題は。

ウ、災害時要援護者への対応は。

②市内の避難所における設備について。

ア、現状に対する認識は。

イ、今後の課題は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。

[9 番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、低炭素型都市づくりに向けた市の取り組みについてであります。現在、二酸

化炭素の排出による温暖化が地球規模で問題となっております。市では第三次東大和市地球温暖化対策実行計画に基づき、温暖化防止対策の推進に取り組んでおります。また、毎年5月の第2土曜日から6月11日までを環境月間と定め、市役所庁舎1階、市民ロビーでパネル展示を行い、地球温暖化防止や省エネルギー機器への転換など啓発に努めております。

次に、今後の取り組み方針と課題についてであります。低炭素型の都市づくりに向けては、市報や市公式ホームページを利用し、さらなる啓発に努めるとともに、東大和市環境市民の集いとイベントを活用した周知についても強化してまいりたいと考えております。課題につきましては、一人一人がライフスタイルの中で、できることから取り組んでいただく意識改革に努める必要があると考えております。

次に、再生可能エネルギーの市役所の取り組みの現状と課題についてであります。現在太陽光パネルを設置した市の施設としまして東大和市立学校給食センターがあります。また、公園など8カ所に自立型ソーラースタンドを設置し、再生可能エネルギーの利用に努めております。課題につきましては、初期費用に一定の財政負担が必要になることが挙げられます。

次に、再生可能エネルギーの市民向けの取り組み状況と課題についてであります。市民の皆様へは、太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーと省エネルギー機器の導入促進を図るため、国や東京都の補助制度に関する情報を提供しております。課題につきましては、太陽光パネル等の設置に際し一定の初期費用が必要になること、また国や東京都の補助制度を受けても相当額の自己負担が必要となることから、普及促進には時間を要するものと考えております。

次に、大規模自然災害発生時の対応策についてであります。市内各施設の避難所につきましては全て耐震化が終了し、平成31年度は中学校5校に災害特設公衆電話の設置を予定しております。運営体制としましては、平成26年に策定した避難所管理運営マニュアルに基づき、職員配置や運営が行われるよう体制整備を進めております。

次に、避難所運営における留意点と課題についてであります。さまざまな事態が想定される災害時において、臨機応変に避難所運営を進めていくためには、職員等に対する防災教育と避難所管理運営マニュアルに基づく具体的な運営訓練を充実させる必要があると認識しております。

次に、災害時要援護者への対応についてであります。災害時の避難行動要支援者登録制度に登録いただいた方の名簿を市の関係部署で共有するとともに、東大和警察署、北多摩西部消防署、並びに市と協定を締結した自治会などの関係機関に情報提供し、災害時の支援活動に利用することとしております。なお、令和元年5月1日時点における同制度の登録者数は1,356人となっております。

次に、市内の避難所における設備の現状についてであります。備蓄食料については定期的な拡充を進め、被害想定に基づく3日分の食料を確保いたしました。また、マンホールトイレの設置や授乳室等、テントの配備など避難所運営に要する資機材の整備を順次進めております。なお、備蓄倉庫、備蓄コンテナの収納容量が限られていることから、災害協定を締結し、段ボールベッドや間仕切りなどを必要に応じて調達する体制の整備を進めております。

次に、今後の課題についてであります。備蓄品については消費期限がある食料、飲料水、医薬品のほか、適時交換が必要なおむつ類やリパックが必要な毛布等さまざまなものがあります。備蓄品は、備蓄倉庫5カ所、備蓄コンテナ17カ所に分散、収納されているため、効率的な入れかえが課題であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時37分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

平成31年3月に発行されました東大和の環境の中では、循環型社会という分野の基本目標として、循環型社会の形成を進める地球に優しいまちを設定し、地球温暖化防止対策の推進という施策方針の中の施策の1つに低炭素型都市づくりという記載があります。

まず基本的なところから教えていただきたいのですが、低炭素社会というものはどのような社会を言うのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 一般的に低炭素社会とは、二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会のことであるとされております。2007年の気候変動に関する政府間パネル第4次報告によりまして、このまま温暖化が進行すると地球環境への影響は極めて大きくなることが報告されましたことから、21世紀に二酸化炭素を大幅削減する提案が行われるようになっております。日本も2007年5月、2050年に温室効果ガスの排出を半減する美しい星50というのを発表しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今その地球の温暖化が世界的に問題視されておりますが、低炭素社会と地球の温暖化との相関関係について、また循環型社会といった言葉の関連性について教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 産業革命に伴いまして、大気中の二酸化炭素量は、産業革命以前、ここでは1750年ごろと比較しますが、比べて40%増加しているとのことでございます。二酸化炭素の排出量と世界平均地上気温の上昇変化はおおむね比例関係にあるとされております。今後も人類が同じような活動を続けるとすれば、地球の平均気温は今より上昇すると予測されております。これが地球温暖化と言われる現象であります。二酸化炭素の排出を大幅に削減する低炭素社会の実現によりまして、地球温暖化の進行を食い止めることができるとされております。また循環型社会でございますが、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことを言うと言われております。地球温暖化を食い止めるには低炭素社会の実現が必要で、そのためには省エネルギー、低炭素エネルギーの推進のほかに、資源生産性の向上により二酸化炭素の排出を最小限にする循環型社会を推進することが有効であるとされております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 低炭素社会を実現すること、また実現に向けた努力をすることの必要性について市はどのように認識をしているのでしょうか。市が低炭素社会を実現するために取り組む目的、そして現在取り組んでいる施策、描いている最終的な到達点等々、あわせてお示しいただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 地球温暖化の影響予測としまして、西暦2100年末には世界の平均気温は温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも0.3から1.7度の上昇、最も多い場合には最大4.8度の上昇が予測

されております。地球温暖化を少しでも食い止めるためには、低炭素社会を実現すること及び実現に向けて努力することが重要であると認識しております。市が現在取り組んでいる施策、事業であります。まず最初に事業者としての市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条に基づきまして、第三次東大和市地球温暖化対策実行計画、こちらを作成しております。市はこの計画に基づきまして、環境への負荷を軽減する取り組みを率先して実行し、その実施状況を公表することになっております。計画期間でございますが、2017年度から2021年度までの5年間で、2021年度には基準年度である2015年度の温室効果ガス総排出量より5%以上の削減という目標を設定しております。

次に、地方自治体としての温暖化対策としましては、環境市民の集い等のイベントや環境に関する講座の開設による環境学習の推進、また太陽光発電などの機器を導入する際の国や都の支援に関する情報提供、さらに市民ボランティアによる環境保全活動の支援に努めております。

最終的な到達点でございますが、平成28年3月に東京都が作成いたしました東京都環境基本計画では、2030年における温室効果ガス排出量を2000年比30%程度削減を目標に掲げております。市でも、この目標に協力することになります。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 先ほどの御答弁の中で、毎年5月の第2土曜日から6月11日までを環境月間と定め、役所、庁舎1階、市民ロビーでパネル展示を行い、地球温暖化防止や省エネルギー機器への転換など、啓発に努めているとのことでしたが、取り組みによってどのような効果を期待しているのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 1階、市民ロビーにおきまして、地球温暖化防止等に関するパネル展示とかパンフレットなどの情報提供も行っており、こちら市役所にお越しいただいた方に、地球温暖化防止について考える契機になっていただければと期待しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 低炭素社会の実現のためには使用するエネルギーを選択すること、CO₂を排出するエネルギーの利用料を減らしていくことが重要であるといった御答弁があったと思います。CO₂の排出量を減らすためには、具体的にどのようなことをしていかなければならないのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） CO₂の排出量を減らすために具体的にすべきことではございますが、まず自動車の利用から公共交通機関とか自転車の利用の転換、それから新築や改築の際に省エネ性能の高い住宅への移行、あとは太陽光発電設備等、省エネ機器の導入、リサイクルによる廃棄物の減量等、こちらが挙げられます。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 市の取り組み内容について御答弁がありましたけれども、先日の環境市民の集いで市長のほうから、市民一人一人がやれることから取り組んでいくことが大切であるといったお話がありました。市民一人一人がやれるべき取り組みとしては、以前からさまざまな質問に対する答弁の中で、ごみの減量に対する内容のものが挙げられておりましたが、低炭素社会の実現というところに焦点を絞って考えた場合にどのようなことが挙げられるでしょうか。また、市民に取り組みを促す場合、目に見える形で一人一人、あるいは世帯ごとの目標値を設定する必要があると思いますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 低炭素社会の実現に焦点を絞った場合のごみの減量に関してでございますが、製品などが廃棄物になることを抑制し、再使用を進め循環的な利用を促進することにより、やむを得ず発生する廃棄物を適正処理することによりまして、天然資源の消費を抑制することが挙げられます。例として、例えば紙

類とか缶・瓶・ペットボトルの資源化等がございます。

次に、市民に取り組みを促す場合の目に見える形での一人一人、あるいは世帯ごとの目標値を設定することについてでございますが、市の一般廃棄物処理基本計画によりまして、市民1人1日当たりの廃棄物排出量を650グラム以下にしていくことを掲げてございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ごみの排出につきましては、東大和市はかなり先進的な位置にいるということは認識しております。そういったごみの排出量の目標というものは、非常に大切なものであるというふうに私も認識しております。

低炭素型の都市づくりに向けては、市報や市の公式ホームページを利用し、さらなる啓発に努めるとの御答弁がありました。どのような状況になれば、低炭素型都市と言えるといったそういった条件というか、目標というものがあると思いますが、市としてはどのような目標を掲げ、具体的に何をどのように取り組んでいきたいとお考えでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 低炭素型都市と言えるようになる目標でございますが、先ほど申し上げましたように平成28年3月に東京都が作成いたしました東京都環境基本計画で、目標に掲げております2030年における温室効果ガス排出量を2000年比30%程度削減、こちらに市でも協力することになります。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 何をやっていくと30%に到達するのかというのは、なかなか難しいものがあると思いますので、そこはまた個別に伺っていただきたいと思います。

低炭素社会の実現は、東大和市単独でなし得るものではないというふうに思っております。他の自治体との協力や東京都レベル、また全国レベルでの取り組みが必要になってくるものと思われませんが、他市や東京都、国を巻き込んだ啓発や情報発信、あるいは実践といった取り組みとして既に行っていること、またこれから検討していこうとしていることなどがあるのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 他自治体との協力や、東京都レベル、全国レベルでの取り組みについてでございますが、現在、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」こちらへの参加をしております。共同で対応していくことを前提としております。この中で、共同で情報発信に努めておりますほか、市民協働型温暖化対策実行計画を策定するための研究会というのがございますようで、こちらの参加について今後検討していく必要があると考えております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） それでは、次に再生可能エネルギーについてお伺いしたいと思います。再生可能エネルギーといった場合に、市ではそれをどのように定義づけているのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 再生可能エネルギーの定義でございますが、一般的には永続的に利用することができるエネルギーのことを指します。具体的には石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違ひまして、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギーのこととされていると理解しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 市ではその再生可能エネルギー、主に太陽光を利用したエネルギーになると思われますけれども、この利用をどこまで推進していこうというお考えなのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 再生可能エネルギーのうちの太陽光の利用についてでございますが、平成29年度から平成38年度を計画期間といたします第二次東大和市環境基本計画、こちらでは市民や事業者に対しまして、太陽光発電設備の利用を推奨しております。また市も環境へ負荷をかけている一つの事業者として、環境への負荷を低減する取り組みを率先して実行し、その実施状況を公表することとしております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 現在、 Rond桜が丘フィールドのほか、公園に26カ所、ソーラー時計が設置され、公園2カ所にはソーラー街灯が、また学校給食センターの屋上には太陽光パネルが設置され、東大和市駅前広場ほか7カ所に自立型ソーラースタンドが設置されておりますが、これらの経済的効果というのはどのように見ているのでしょうか。特に学校給食センターの屋上に設置された太陽光パネルについては、その設置費用が幾らであったのか、またどの程度の発電能力を持っているのか。このパネルの設置による効果と申しますか、どの程度のものなのか教えていただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） Rond桜が丘フィールドのほか、26カ所の公園に設置しているソーラー時計についてでございますが、こちらにつきましては現状がソーラー式でありますことから、電気料金の実は比較ができないために具体的な数値は現在把握できておりません。公園2カ所のソーラー街灯、それから東大和市駅前広場ほか7カ所に設置しております自立型ソーラースタンド、こちらについてでございますが、これあくまで仮の試算でございますが、1基当たり年間2万7,000円程度の経費、負担経費節減があるのではないかと推測しております。

以上でございます。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食センターの屋上に設置しました太陽光パネルの設置費用でございますけれども、実工事費といたしまして約800万、その他消費税や諸経費を加えた額となっております。電力発電のほうは、1時間当たり最高10キロワット程度ということになっております。

以上でございます。

失礼いたしました。このパネルの設置によります経済的効果でございますが、まず実際の発電量でございますけれども、太陽光ですので一定ではありませんが、最高1日当たり35キロワット、年間約1万から1万2,000キロワット発電しております。同じ電力を購入したとしますと、年間約20から22万円程度となりますので、その分、経済効果があると認識しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

この設置において、国や東京都からの補助というものはあったのでしょうか。あったのであればどの程度の補助があったのか、教えていただければと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食センターの屋上に設置した太陽光パネルの設置費用の補助についてであります。当時、給食施設を建設する際の補助金の内訳として項目がありましたために当該補助金を申請いたしました。しかし、当市が申請する年度から、財政力指数が0.42未満という条件が付されまして、結果として採択はされませんでした。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 市では市内の公共施設における太陽光発電の利用について、どのような方針を持っているのでしょうか。今後、公共施設において太陽光パネルの設置を拡大していくといった施策があるのかどうか。

また、今後検討を進める予定があるのかどうかも、あわせてお示しをいただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 市内の公共施設におけます太陽光パネルの設置についてでございますが、現在統一の方針は持ってございません。太陽光パネルの設置につきましては、二酸化炭素を発生させないクリーンなエネルギーでありますため、活用の推進によりエネルギー使用量を抑制し、温室効果ガスの排出量が削減できると考えております。導入に当たりましては、経費負担を極力抑え、収益性などを考慮し研究してまいります。以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） やはり火力発電ですと、当然のことながらCO₂の排出削減にはなかなかつながらないというところ、また原子力というものも、その安全性の面から非常に疑問視されている声が多数上がっている中で、やはり太陽光発電、自然再生可能エネルギーの利用を少しずつでもふやしていく必要があるのではないかというふうに思います。今後検討していただきたいと思います。その太陽光エネルギーの利用に限らず、その再生可能エネルギー全般の利用促進に対して、市としてはどのような計画で進めていく予定なのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 太陽光エネルギーの利用に限らない、再生可能エネルギー全般の利用推進に関する市の計画でございますが、現在のところ研究段階でございます。以上です。

○9番（根岸聡彦君） 確かに調査研究を重ねる中で、どういう方針でいくのがいいのかという、その道筋を見つけていくことは大切であると思いますが、いつまでも研究を続けているというわけにもいかないとしますので、やはりそこはしっかりと目標を持って進めていただければと思います。

市民向けの取り組みとしては、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入促進のために、国や東京都の支援に関する情報の提供に努めたとのことですが、過去においてはいつどのような方法で情報提供を行ったのでしょうか。また、そのことに対する市民の反応や効果というところについては、どのような御認識をお持ちでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 国や東京都の支援に関する情報提供でございますが、経済産業省の補助事業を受けて、一般財団法人省エネルギーセンターが発行しております省エネ支援サービスの御案内、それとか東京都環境局のパンフレット、太陽光利用システム等に対する助成金の紹介、これらを環境課窓口を設置し情報提供を行っております。さらに市の公式ホームページにおきましては、東京都地球温暖化防止活動センター、こちらによります中小規模事業者向けの無料省エネ診断について紹介してございます。

なお、市民の反応等につきましては、補助制度を活用しても一定額の負担を伴うことから、再生可能エネルギーの導入について積極的な声はいただいております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 国や東京都の支援に関する情報提供以外に、過去において市が行った市民向けの取り組みとしてはどのようなものがあったのでしょうか。また、今後検討していきたいとお考えの取り組みとしてはどのようなものがあるのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 直近では平成30年度の環境市民の集いにおきまして、クール・ネット東京、エコアドバイザー、こちらをお招きしまして、会議棟におきまして「家庭でできる省エネのコツ」という環境講座を開催しております。また今後につきましては、他市の取り組み事例などを情報収集しまして、当市に適したものがないか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ぜひ、よろしくお願いいたします。他市がどのような取り組みをしているのか、別にそれをまねすることが悪いということではありません。使えるものはどんどん使って、よりよいものにしていくということが大切であると思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

市として、現時点では個人宅の太陽光パネルの設置等に関する補助は行っていないというふうに認識をしておりますが、市民がその再生可能エネルギーの利用に対して何かアクションを起こそうとしたときに、市ができるサポートとして情報提供以外にどのようなことが可能なのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 現在、東京都が住宅向け省エネ・再エネ関連設備の支援を行っておりまして、それによりますと戸建て住宅、それからマンションなどの集合住宅のどちらにも活用できるとのことでございますので、そちらの情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 済みません。その情報提供以外に何か考えているサポート、あるいは可能なものがあれば教えていただきたいのですが。

○環境部長（松本幹男君） 現時点で市ができるサポートというところでございますが、先ほど来、課長のほうが答弁してまますとおり、当市の場合、まずは国や都におけます活用できる補助制度等、こういったものを筆頭に環境について何か一つ取り組めることを実践していただくような考える機会、まずはこのところに重きを置いていきたいというところでございまして、なかなかそのサポートできる体制にまでは至っていないのかなというふうに考えております。ただ、一方で先ほども答弁しましたとおり他市でお金、費用面ばかりでないところでももう少し知恵や工夫を凝らしたようなものがないか、それらについてはきちんと情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

情報提供というのは、大きなくくりでいきますとほとんど全てのことが情報提供になってしまうというふうに思います。何でもかんでも補助金を出せばいいというものではなく、お金をかけるだけではなく、お金をかけずにどんなことができるのかということは、やはり常日ごろから知恵を絞って、何が市民のためになるのかということを考えながら、それを実践に結びつけていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

太陽光パネルの設置に関する補助についてなんですけれども、これまたお金の話になってしまうかもしれませんが、他の自治体で行っているところというのは近隣市であるのでしょうか。また、それはどの程度の補助を行っていて、どのくらいの実績があるのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 太陽光パネル設置に関します補助につきまして、近隣市では小平市、東村山市、清瀬市で実施されていると聞いております。立川市と武蔵村山市では実施していないとのことでございます。補助金額でございますが、平成29年度のデータでございますが、小平市がキロワット当たり4万円で上限が12万円、実績、29年度実績が67件で決算額が762万5,000円。東村山市がキロワット当たり3万円で上限が10万円、実績は43件で決算額400万円。清瀬市がキロワット当たり3万円で上限が10万円、実績は29件で決算額が276万6,000円となっております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

他市においてはそういうところもあるということで、先ほど部長のほうからも御答弁がありましたように、東大和市ではまず知恵を絞って、何ができるかというところを進めていただくということでございますので、あわせてお願いをしたいと思います。

低炭素型都市づくりと再生可能エネルギーの利用促進というものは、全く別物ではなく密接に関連しているものと推測をいたしております。低炭素型都市づくりや再生可能エネルギーの利用促進に関して、市民が手軽にできて、しかもその行動が実感できるものというのはあるのでしょうか。また、そういったものがあれば、市民に対して積極的に周知をし、効果的な資源エネルギーの利用抑制につながると考えるんですが、市の御認識はいかがでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 低炭素型都市づくりや、再生可能エネルギーの利用促進に関して、市民が手軽にできて、しかもその行動が実感できるものでございますが、太陽光パネルの設置やハイブリッド自動車への切りかえ以外にも、例えばLED電球への切りかえや公共交通機関や自転車の利用等は、こちら手軽にできるものと考えております。LED電球の切りかえとか、公共交通機関や自転車の利用の促進につきましても、今後、市民に積極的に周知させていただく考え方でございます。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今の質問の中で、済みません、効果的な資源エネルギーの利用抑制というふうに、私、申し上げましたけれども、化石エネルギーというふうに訂正をお願いしたいと思います。

市としてですが、最後に市としてあるべき低炭素型都市、再生可能エネルギーの利用が積極的に推進されるまちとして、将来的な未来像といいますかね、どのような姿を求めているのか、そのビジョンについてお聞かせください。

○環境課長（宮鍋和志君） 省エネ建物の建て替えとか、ハイブリッド自動車への切りかえ等は、こちらお金のかかることでございますので、まずは1人、市民一人一人ができることから実践していただくと。例えば公共交通機関や自転車の利用、LED電球への切りかえ、そして何よりもごみの減量に御協力いただくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。一人一人ができることは小さなことでありますけれども、それらを一一つ実践をしていくということが大切であるというふうに認識をいたします。

エネルギー問題というのは、地球規模で考えなければならない非常に重要な問題であります。一自治体が対策を講じてどうなるという性質ものではありませんが、一人一人の小さな意識と小さな取り組みが集まることによって、大きな効果を生み出すことができるものと考えております。エネルギー政策において行政に課せられた使命というものは、お金をかけて大規模な太陽光パネルを設置したり、電気自動車を大量に購入したりと。それができれば、それにこしたことはないのかもしれませんが、そういうことではなく、地球温暖化の防止、低炭素社会の構築がなぜ必要なのか。市民一人一人ができることは何なのかといった、地道な啓発活動を続けることが肝要ではないかと考える次第であります。

限られた財源を有効に活用しなければならないという大命題のもとで、エネルギー政策の優先度というのはそれほど高くないのかもしれませんが、再生可能エネルギーの利活用において、最小限のコストで最大限のパ

パフォーマンスを発揮するためにはどうすればよいのか、また市として何ができるのか、さまざま知恵を出し合いながら着実に進めていただくことを期待して、最初の質問を終了いたします。

次に、市の災害対策についてであります。

市長のほうからさまざま御答弁をいただきましたが、大地震が発生したとき、大地震の発生時においては、市役所の本庁舎が災害対策本部になるものと推測をいたしますが、本庁舎における災害時の設備についてお伺いいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 本庁舎におけます災害時の設備についてでございますけれども、非常用発電設備が1台、それからその発電のための備蓄燃料として1,950リットルを確保しています。その他、給水設備では屋上に10立方メートルの高置受水槽、地下には37立方メートルの受水槽が各1台ございます。また、東京都との連携のための災害情報システム、それから罹災証明発行支援のための被災者再建支援システム、それと固定系で移動系の各防災行政無線を整備しまして災害に備えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 市役所の職員の中でも、遠方から通われている方に招集をかけるということは、非常に無理があるように思われるのですが、大地震発生時、その職員はどのようにして招集がかけられ、どのような体制で災害対策に当たることになっているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市では発災初期職員行動マニュアルというのを整備しておりまして、それによりまして震度5弱の地震が発生した場合は、課長相当職以上、それから震度5強なら係長相当職以上、震度6弱以上なら全正職員が自発的に勤務場所に参集することになってございます。参集後は災害対策本部を立ち上げ、情報収集及び物的・人的支援の配備などを行ってまいります。

なお、休日や夜間などで発災した場合には、防災体制の立ちおくれが懸念されることもありますので、災害対策本部が設置されるまでの間、緊急初動体制として総務部を中心とした初動本部、初動支部を編成して初期の活動体制を行うことになっているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

災害対策本部から、一時（いつとき）避難場所、それから広域避難場所への連絡体制というのはどのようになっているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 災害対策本部からの一時（いつとき）避難場所や広域避難場所への連絡体制についてでございますけれども、市の職員を派遣いたしまして、移動系の防災行政無線での連絡を現時点では想定をしております。また、当然利用可能であれば、個人の携帯電話やメールも活用していきたいと考えてございます。それから、仮に連絡手段が途絶するような場合につきましては、伝令を走らすことも想定をしております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） わかりました。さまざまな事態を想定して、想定外のないような対応をとっていただいているものと理解をいたします。

避難場所、避難所における対する設備として、今年度、中学校5校に災害特設公衆電話の設置を予定しているとの御答弁がありました。小学校10校への設置に向けた今後の予定があるのか、またその他の公共施設に対してはどのようなお考えでいるのか市の見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 特設公衆電話を小学校10校に設置することにつきましては、今後設置していく方向で調整をしていきたいと考えてるところでございます。また、その他の公共施設につきましては今後検討してまいります。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） やはり大災害が発生したときに、親族の方、あるいはお知り合いの方と連絡をとって、安否の確認をするということは非常に大切なことだと思います。こういった電話が使えるような状況が確保されるということについては、ぜひお取り組みを強化していただきますように要望をしたいと思います。

避難所の運営においてですけれども、全ての事象を想定するということは困難であると思っております。予期せぬ事態においては、職員の方々の臨機応変な対応が求められることになると思います。市長は御答弁の中で、臨機応変に避難所運営を進めていくために、職員等に対する防災教育の必要性に対する御認識を示されましたが、現在職員向けの防災教育というのはどのような形で行われているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 毎年実施してございます総合防災訓練におきまして、避難所開設・運営検討訓練を実施してございます。避難所管理運営マニュアルに基づきまして、現在は学校教育部、社会教育部、それから初動要員等を中心に避難所の運営についての検討、訓練を通じた防災教育を進めてるところでございます。ただ、しかし実際の災害に対応するためには、これまで以上に防災教育を充実する必要があると感じているところでございまして、今後に向けて研究を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ぜひ、お願いいたします。防災教育、実際にこれは誰も恐らく、市の方々は経験したことがないことですので、どんなことが発生して何をそのときにしなければいけないのかというのは、当然戸惑いもあると思います。ただ、その戸惑いをいかにして少なくしていくのかというのは、日ごろの訓練によって培われた知識に頼っていかざるを得ないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

避難所の運営に関してですけれども、以前、台風等によって奈良橋市民センターや狭山公民館が避難所として開放されたことがありますが、地震等の大規模災害に関しては未体験であります。他の近隣自治体との情報交換や被災体験のある自治体からの情報収集等については、行ったことがあるのでしょうか。また、今後の取り組み予定についてもお伺いできればと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都の防災関連の会議や、それから都内市町村の担当課長会などで情報交換は随時行っているところでございます。また被災体験のある自治体からの情報収集ということでございますと、東日本大震災や熊本地震の際に、私どもの市職員を派遣をいたしまして、被災状況について報告会などがございましたし、2年前の熊本地震のときにつきましては、宇土市役所の防災担当者から直接お話を伺ったりしていることもございます。今後の取り組みにつきましては、こういった貴重な体験をいろんな形で情報提供していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 東日本大震災のときに、東大和市からも市の職員を派遣しておりました。その方々が戻られた際に、たしか中央公民館でその報告会を行ったという記憶もございますし、またさまざまな避難所開設、避難所運営において、その道のプロではないと思いますが、相当な回数ですか、ボランティアをされている避難所開設に非常に詳しい、避難所運営に相当詳しい方々をお招きして、お話を伺ったこともあったというふうに思います。そういった情報収集をし、それらの情報をまた市民に還元をしていくということ、ぜひ

行っていただきたいというふうに要望したいと思います。

避難所が開設された後ですけれども、市民による避難所生活が始まるわけですが、その場合にそれぞれの避難所において排出されるごみというものは、これはさまざま、例えば熊本地震もそうですし、いろんなところで避難所において問題になっているということが、テレビの報道でもされておりましたけれども、このごみというのがどのくらい出るものというふうに想定をし、その処理がどのようなフローで処理されて行われていくというふうになっているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 被災状況によりまして、避難所におけるごみの排出量は当然変動いたしますが、環境省によれば、災害廃棄物対策指針に基づきまして、避難所のごみ発生量として1人1日当たり生活ごみ排出量を1,069グラムと推定している資料がございます。これは過去5年くらいの実際の被災地避難所における平均値ということでございます。1人当たりの排出量としては多いように感じられますので、ごみの排出量につきましては、今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

また、避難所等における生活ごみの収集につきましては、災害対策基本計画に基づきまして、応急計画を策定するなどし実施していく予定でございます。また被害状況によりまして、委託業者が収集を実施できない場合や、市のみで対応が困難な場合につきましては、東京都などに応援を要請することとしてございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。1人1日当たりのごみの排出量が1,069グラムというのは、恐らく全国の平均何だろうなというふうに推測をいたします。

東大和市のごみの排出量をもっともっと少ないわけでありまして、今の市のレベルで考えたらどの程度のものが想定されるのかというのは、今後研究を進めていっていただければと思います。

それから、ごみの次は下水道が今度使用不能となって、仮設トイレのみの使用となった場合に、し尿処理についてはどのように対処されることになっているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 地域防災計画に基づきまして、現時点では避難所において、被災後、断水した場合につきましては、学校のプール、それから震災対策用指定井戸などで確保した水を使用しまして、下水道機能を図ることとしております。また仮設トイレのみの使用となった場合につきましては、下水道が復旧するまでの間、東京都との覚書に基づきまして、清瀬市にある東京都下水道局の水再生センターにし尿を搬送し処理を行ってもらうことを想定してございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

災害時要援護者に関してですけれども、5月1日現在で登録されている方が1,356人という御答弁でした。この数値には高齢者や、また障害をお持ちの方も含まれていると思いますが、その内訳については把握されておりますでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 災害時の避難行動要支援者登録制度に御登録いただく際の登録申請書におきまして、登録に当たっての該当項目、例えば要介護認定区分が3以上であることや、障害者手帳をお持ちかどうかなどにつきまして御記入をいただくこととなっております。その内容を名簿に反映させる形で把握しておりますので、その内訳を申し上げたいと思います。

なお、身体障害者手帳をお持ちで、かつ要介護認定区分が3以上の方など、該当項目が重複している方も多くいらっしゃると思いますので、名簿登録者数と各該当項目の人数の合計は一致しないということ、あらかじめ御

了承いただきたいと思ひます。

まず令和元年5月1日時点での名簿登録者数は、市長答弁にもありましたとおり1,356人であります。このうち要介護認定区分3以上の方が349人、身体障害者手帳をお持ちの方が743人、愛の手帳をお持ちの方が192人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が202人、その他の方、例えば要介護、要支援1・2の方であると難病認定を受けている方、また単身の高齢者の方などのほか御登録を希望された方、こちらが105人となっております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） この1,356人という登録者の数値につきましては、市はどのように評価をしておりますでしょうか。また災害時要援護者、要支援者の定義は、災害発生時に避難所へ避難するのに、支援が必要な方であるというふうに理解をしておりますが、その全てが避難所へ行くことを望んでいるわけではないというふうに思っております。これは要支援者に限ったことではありませんが、そういった方々の把握というのはいかにされているのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） まず災害時の避難行動要支援者登録制度の登録者数1,356人の評価についてありますが、登録対象と思われる方の総数と比較しまして、決して多いとは考えておりませんが、市報及びホームページによる広報や、該当者と思われる方に登録勧奨通知を送付するなど、制度の周知を図った上での結果と受けとめております。

ただ、高齢化の進展に伴いまして、認知症の方などが今後ふえていくと想定される中で、制度の内容を理解することが困難な方もふえていくと思われますので、高齢者ほつと支援センターなどを活用した情報提供を検討するなど、制度の周知方法を今後工夫してまいりたいと考えております。

次に、登録者の方のうち、避難所への避難を望まない方への対応についてであります。災害発生時において命の危険が見込まれない場合は、基本的には個人の意向が尊重されるべきであり、例えば大地震発生時において、自宅に倒壊の危険性がなく、かつ登録者が御自宅にとどまり生活したいと御希望する場合などは、避難所への避難を強制するものではないと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 今の質問とちよつと重複する部分がありますけれども、最近の家屋というのは非常に耐震性にすぐれております。マグニチュード8から9の地震が発生した場合であっても、倒壊しない建物も多くなっていると思われますが、ライフラインが使えるかどうかは別にして、自宅建物の損傷が軽微であった方の中には、避難所に行くよりも自宅に滞在し続け、救援物資のみを受け取りたいという方もいらっしやると思ひますが、そういった方々への対応はどのようにしていこうとお考えでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市で備蓄してあります食料につきましては、地域防災計画に基づきまして、自宅で生活ができず、避難所生活を余儀なくされた避難者の3日分の食料の備蓄を確保しているところでございます。このため自宅で何とか生活ができる方につきましては、最低3日分以上の備蓄をしていただけるように周知を進めているところでございます。

発災後4日目以降は、国によるプッシュ型支援というのが行われることになっておりまして、7日目以降につきましてはプル型として東京等からの支援物資を要請し、物資調達をしていく予定でございます。その他、食料や雑貨品等、市で独自に協定を結んでる事業者に対して、状況に応じながら要請をして対応していくことを考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) 大地震が発生した際に、人々が住まわれている家屋にそれほどの被害がなかったとしても、地中を通っているガス管、水道管、または電線については甚大な被害が発生することが予想されます。そういったライフラインが遮断されたときの影響というのは、一般の住宅のみならず避難所にも、それなりの影響があると考えられるのですが、その点に関しての市の御認識はいかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) これも被災の状況によりますが、地域防災計画による被害想定では、夕方、18時の多摩直下地震でライフラインの使用率として電気の停電率は17%であるとか、上水道の断水率は36.7%などが想定されてございまして、避難所運営につきましても大きな影響があると考えているところでございます。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) 小中学校の体育館の空調設備の設置が、今後進められていくということですが、このライフラインの特に電気の供給がストップしてしまった場合、当然学校の体育館は避難所になっていくわけでありまして。その避難所における照明や冷暖房といった空調については、どのような状況になるのでしょうか。そして、そうなった場合の対策として、現時点で何かお考えになっていることはあるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) あくまでも現時点でございすけれども、避難所に電力が供給されない場合に備えまして、今現在、備蓄倉庫等に発電機が66台、投光器27台、それから簡易照明器具が32台、その他、ガソリン、軽油等の燃料を備蓄しているところでございまして、最低限の照明の確保はしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) 災害対策に関しましては、ありとあらゆることを想定し、想定外の事態は発生させないようにするということが肝要であるというふうに考えます。

これは提案として受けとめていただければと思うのですが、電気の供給を絶やさないようにするために、それぞれの避難所となる施設に、持ち運びが可能なプロパンガスを利用しての発電設備の設置をお願いしたいと考えますが、今後、御検討いただくということは可能でしょうか。

○建築課長(中橋 健君) 現在教育委員会では、小中学校体育館の空調設備の導入に向けて進めてるところでございます。災害時の対応に配慮いたしまして、機器の選定では災害にも、対応にも強いプロパンガスの空調設備や、また停電時にも可動可能なガスを燃料とする自立型発電機、発電型の室外機の検討も考えているところでございます。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) こういった設備に関しまして、他の自治体で導入をしている事例、あるいは検討しているといった事例というものはありますでしょうか。あるいはまたそういった設備の購入に関して、他の自治体と情報交換を行うというようなことはないでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 先ほども申し上げましたとおり、担当課長会や事務連絡協議会といったところで、他の自治体と情報交換を行う場がありますけれども、これまでプロパンガスの導入について、具体的な話が出たということは記憶してございません。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) 東日本大震災のときには、電気のひとり勝ちとされまして、都市ガスによる給湯設備を備えたマンションでは、お風呂にお湯が張れるまで1カ月かかったのに対し、オール電化されたマンションで

は3日後にはお風呂に入ることができたという話も聞いております。小中学校の体育館に収容可能なぎりぎりの人数の方が避難したとして、それらの方が利用するのに必要とされる1日当たりの電気料というのは、どの程度であると想定しているのでしょうか。またそれに見合う発電を、1日、一定の日数を行っていくためには、どの程度のガスを用意しなければならないというふうにお考えでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所における電気料の使用につきましては、最低限のものとして電話やファクス等の通信機器や照明の使用を想定してるところでございます。これに冷暖房機器の使用が加わるイメージとなりますけれども、現時点では1日当たりの具体的な電気量は把握してございません。したがって、電気量に見合うガスの量についても把握してございません。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 今後、把握のために努力をしていただけるのではないかと期待をしておりますが、こういった設備を備えるためには、一定のコストが必要になることは容易に想定されるわけでありまして、お金をかければ、かけただけのものができると思っておりますが、市の財政状況から災害対策のためだけにコストをかけるわけにはいかないというも厳然たる事実であります。そこで市としては、現時点、ガスを使った発電に必要な設備としてどのようなものが必要になり、どのぐらいのコストがかかるものとお考えなのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 現在まで具体的な試算をしたことはございませんけれども、LPガスやガス用発電機があれば、最低限の発電は可能だと考えてるところでございます。そのコスト把握は今のところできておりませんが、先ほども答弁がありましたとおり、小中学校の空調設備の導入に向けて、プロパンガスの利用についても検討する予定でございますので、今年度の実施設計を進める中で空調にかかわるコストなどにつきましては、把握できると考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） お金をかけずに設備を整えば、これほどいいことはないと思うのですが、そういう設備のために国や東京都へ補助金を出してもらえるように働きかけをお願いしたいと考えますが、市ではいかがお考えでしょうか。また、こういった取り組みは1市のみで、東大和市単独で行ってもなかなか実現に至らないものだと思います。市長会などで多摩26市が一致協力してお取り組みいただければと思うのですが、その点に対する御見解はいかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） ただいま御提案のありました、例えば補助金の創設などに関しましては、1市単独よりは同じ要望を考えている他市と連携したほうが効果的かと考えております。現在、防災に関しましては、市長会の附属機関として東京都市町村防災事務連絡協議会がございまして、毎年度、防災に関する各種の要望などを取りまとめて、市長会として東京都に要望しております。先ほど来、プロパンガスが震災時には有効だというようなことも、情報も業界誌等、目を通して記載もございまして、そういうことも念頭に置きながら、そのような調整の場には臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。要望は1回だけで通るとは誰も思わないわけでありまして、何度か何度も継続して要望し続けることが、ひいては東京都や国を動かしていくものだというふうに思っていますので、めげずにお願いをしていただきたいと思います。

今回、避難所に関する質問を中心に何点かお伺いさせていただきました。避難所の運営という未体験のことについて、事前に全てのことを整え準備をし、備えるということのはっきり言って不可能であるというふう

思いますが、不測の事態を少しでも減らしていく努力を継続していくことは大切であると考えます。

最後に、その不測の事態を最小限にとどめるための取り組みとして、市の御見解、また現在認識している課題について御答弁いただければと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 現在、東大和市では地域防災計画の見直しを進めております。平成25年の3月修正以来の見直しでございまして、この間の各種の防災にかかわる、災害にかかわる法令の改正、あるいは日本全国でさまざまな災害が発生したことから得られる教訓などを十分に踏まえて、不測の事態を最小限にとどめるように、そのような計画に作成したいと考えております。課題といたしましては、やはり地域防災計画の実効性をより高めることだと考えておりますので、そのためには各種のマニュアルですとか、あるいは市の職員の防災教育の充実、そのようなものが今後さらに必要になると考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

地域防災計画の見直しを進めているとのことですので、ぜひ作業を進めていただくようお願いをいたします。

ただ、防災計画というものは、あくまでも計画でありますので、それが絵に描いた餅になっては意味がないわけでありまして、いざというときにそれがしっかりと稼働できるような、その力を発揮できるような、そういった体制、あるいは防災教育についても、そのお取り組みを進めていただきたいと願う次第でございます。

前回の定例会におきまして、私、防災マニュアルの整備状況と帰宅困難者対策についてお伺いをしましたが、今回は大規模災害が発生したときの避難所における対応を中心に質問させていただきました。ライフラインの確保は発災時の重要な課題であり、それは一般住宅のみならず避難所においてもしっかりと考えていかなければならないものだと思っております。

私たちの生活は、電気が使えることが当たり前となっております。その電気の供給がストップしてしまったときに、復旧までにどのようにしてしのいでいくのかというのは、今後しっかりと検討していただく必要があると思います。8年前の東日本大震災、あのときの教訓を忘れることなく、ともすると薄れてしまいがちになる記憶を再度呼び起こしながら、防災対策、発災時の対応に関して、できる限り想定外とならないように準備をすべきは準備をし、検討すべきは検討する。そしてそれらについては、いつまでに何をやるというスケジュール感を持って、御対応をしていただきますように強く要望して、今回の私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございます。

○議長（中間建二君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（中間建二君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私が一般質問する項目は5つございます。

1番目として、地域の猫施策についてです。

①現状と問題点及び今後の対策について。

2番目として、学校での動物飼育について。

①として、現状とこれまでの経緯及び今後の方針について。

3番目として、野生動物対策について。

①として、現状と問題点及び今後の対策について。

4番目として、中高生の学習スペースについて。

①として、図書館での取り組みについての現状と今後の課題について。

②として、利用促進のための環境づくりと周知活動について。

5番目として、中学校の部活動の指導について。

①として、現状とこれまでの経緯。

②として、外部指導員など地域の協力体制についてです。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえ自席にて行います。

以上、よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、地域での猫対策についてであります。市では新たな繁殖を防ぐため、飼い主のいない猫に不妊手術や去勢手術を受けさせ、餌やり等の管理をしていただく、いわゆる地域猫活動を実施しているボランティア活動の支援に努めております。問題点につきましては、地域猫活動がその他の無責任な餌やりと誤解される場合があることです。今後につきましては、広報等による周知と講演会等の実施により、地域猫活動の趣旨を理解していただける環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、学校での動物飼育についてであります。学校において動物を飼育する活動では、動物の成長の様子に関心を持ち、生命を大切にしようとする気持ちを育てることが重要であります。学校での具体的な状況等、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、野生動物対策についてであります。現在アライグマやハクビシンの外来哺乳類について、東京都の補助制度を活用し、捕獲器の貸し出し及び捕獲した個体の回収事業を実施しております。問題点につきましては、外来哺乳類の駆除効果を高めるには広域的な取り組みが必要であると考えております。今後の対策につきましては、現在の取り組みの効果などを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、中高生の学習スペースに対する図書館の取り組みについてであります。図書館では児童・生徒の長期休業期間等に合わせ、中央図書館の会議室を自習室として開放する試行を行っております。今後につきましても、利用しやすい環境の整備や事業のPRに努め、試行を継続してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、中学校の部活動の指導についてであります。部活動では生徒のさまざまな資質・能力の向上を図ることのできる教育的意義の大きなものであります。しかしながら、生徒が希望する部活動が設置できない現状がありますことから、外部指導員のあり方を見直すなど、さらなる環境整備を進めていく必要があると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校での動物飼育についてであります。現在市内各学校におきましては、

飼育小屋においてウサギや鶏など飼育している学校はありません。多くの学校では、校内におきましてメダカ、金魚、昆虫類などを飼育しております。学校における動物飼育につきましては、児童にとって安心安全にかかわることのできるものに、児童が主体的に餌や掃除など管理ができるものなどが適切であると認識しております。学校において動物を飼育する際の配慮事項につきましては、今後も学校への働きかけを行ってまいります。

次に、図書館における中高生への学習スペース確保の取り組みについてであります。中央図書館では会議室を児童・生徒の夏休み等の長期休業期間と、12月から翌年3月末までの受験シーズンの土曜日と日曜日につきまして、休館日等を除き試験的に実習室として開放しております。利用状況につきましては、比較的利用の多い夏休み期間中におきましても、利用者数は1日平均6人程度にとどまっているのが現状であります。今後の課題といたしましては、施設の制約上、実習室として常時開設できるスペースの確保が難しい中で、どのようにすれば利用率を高めることができるのかが課題と考えております。

次に、利用促進のための取り組みと周知活動についてであります。利用促進のための取り組みといたしましては、徐々に利用時間や対象者を拡大して、利用環境の改善を図ってきているところであります。施設の性格上、利用者には飲食等に係る制約も求めています。今後利用者に御意見等を伺いながら、利用しやすい環境整備について研究してまいりたいと考えております。また、周知活動といたしましては、市報、公式ホームページ、市内の公立高校を含む学校へのポスター掲示、館内案内、その他、SNSや来館者への呼びかけ等により周知をしております。今後につきましても、利用案内の表示方法の見直しをするとともに、新しい情報伝達手段につきまして研究してまいりたいと考えております。

次に、中学校の部活動の指導についてであります。部活動はスポーツや文化などに親しむことができるとともに、学習面や生活面等への意欲の向上や、人間性の育成にも資するものであると認識しております。昨今、教員の人事異動や少子化などを背景に、生徒の希望する部活動が設置できないなど、部活動自体の維持が難しい現状も散見されております。今後は外部指導員の配置につきまして、技術指導を補うことにとどまらず、顧問として大会や練習試合等の引率など、実施についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。あと再質問の順番なんですけれども、ちょっと環境部の所管と教育委員会の所管がまじっているのが、最初に地域猫の問題、1番目と、3番目の野生動物についてを先に行います。その後、2番目の学校での動物飼育について、5番目の中学校の部活動の指導についてを行って、最後に4番目の中高生の学習スペースについてを再質問させていただきます。

それでは、1番目の再質問から行います。

東大和市が地域猫対策について避妊・去勢手術に対する補助を拡大をして、またこの問題を地域問題であるとして捉え、環境部の所管としたことを評価をさせていただきます。環境部が、この地域猫問題を所管してから現在までどのような施策を行ってきましたでしょうか、教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 環境部として現在している施策でございます。現在は地域猫活動ということで、ボランティアさんが活動されておりますので、その支援をしております。具体的には、ボランティアさんが不妊とか去勢の手術に猫をしてくださいますので、その費用の一部助成をしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そのほかに、地域猫に関するセミナーとかも開催をしたんじゃないですか。

○環境課長（宮鍋和志君） 議員がおっしゃるとおりでございます。昨年、30年10月27日、土曜日でございます。午後2時から4時半、会議棟の第6会議室を使いまして地域猫のセミナーを開きました。当日はNPO法人ねこだすけの理事の先生と、それから地域猫アドバイザーの方をお招きして、参加人数は50人ということで無事にセミナーを開催しております。なお、今後も、ことしは9月を予定しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） セミナーについては、ねこだすけの理事の方、実は前にも東大和に来ていただきまして、市民の方、市内で地域猫の活動してる方が呼んでいただいて、講演をしていただきました。非常にですね、私も参加しましたけれども、地域猫に対する理解がすごく深まりましたので、またことしも9月に開催するというので非常に、すごく地域猫に対する理解を深めていただくということがすごくいいんですけども、その中でさまざまな質疑があったと思いますが、その質疑に関してはどのようなものがあったでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） いろんな御意見、質疑いただきましたけれども、印象に残っておりますのが、市民の方に誤解があって、単に餌をあげて猫をふやしてしまっているのではないかと、そのように誤解されているという御意見もあったり、あるいはやはり行政と地域とボランティアが一体となって実施しなければうまくいかない事業ですねという御意見等、そのあたりが記憶に残っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私もそのセミナーに参加したときに、工藤さんがおっしゃったことで一番印象に残っているのが、結局、行政がしっかり周知活動とか、ボランティアの支援って今おっしゃいましたけれども、支援って言うよりはどちらかというと三者が協働、地域住民も含めての三者ですけれども——が一体となってこの地域猫問題を解決していかなければいけないと。その中で、すごく行政の役割が大切なんだよって言ったことが非常に私も印象に残りました。恐らく同じような感想を持ったと思うんですけども、それをさまざまな意見が出て、印象に残ったことって今おっしゃいましたけれども、議事録やそういう録音などもしてるでしょうから、さまざまな意見に関して、ではそれを施策として生かすために、市はどのような対策をとっておりますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 昨年、セミナーをやった際にいただいた御意見を受けて、今年度、1つ大きく変更させていただいたのが、不妊・去勢手術の活動をしていただいておりますので、その助成額ですね。助成額につきまして、従前、雄が4,000円、雌が5,000円という形で、ちょっと1,000円の差があったという現状がございますので、市内の動物病院等の不妊・去勢の金額を改めてちょっと確認をさせていただき作業をさせていただきました。今年度から雄4,000円だったものを、雌と同様5,000円という形で、なかなか十分な金額かという部分もあろうかと思うんですが、一応そこについては改善をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 猫を捕獲して手術をして、また地域猫としてリリースすると——TNRっていうふうに呼んでおりますけれども、それを行うために今捕獲器の貸し出しを行っていると思いますが、その状況に

ついて教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 捕獲器の貸し出しは窓口において行っております。ただいま件数とか、その辺は数字を持ってございません。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 本当は件数とか、うちは設定はおかしいですけども、ちゃんと聞いておくよっていう話をしたので、数字とかはちゃんと教えてほしいなというふうに思っております。

捕獲器を貸し出す際に、市民に対してどのような指導を行っているのか。ただ単に貸し出すだけでは、市民の方もとりなれてるわけではないので、もちろん地域猫の活動をされている方はなれてらっしゃる方も多ですけども、そうじゃない方の貸し出しの場合ですね。そういうときに虐待や遺棄などがされないように指導する必要があると思いますけれども、それについて何かこう指針とか、どういうふうに指導してるとかっていうものはあるんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 猫の捕獲器の貸し出しでございますが、今、先ほど課長のほうで件数を持ち合わせてないというふうに答弁したんですが、事実上貸し出しあることはあるんですが、正直申し上げまして、もう地域猫活動というボランティア活動をしてる方たちに、専らちょっと貸し出しのほうの利用実態があるというところで、それ以外の市民の方からというのが、今のところは正直言って、周知はしてるんですが、まだ周知不足かもしれないんですが、貸し出し申し込みを受けていないというそういう状況でございます。

今御質問にございましたように、捕獲器を貸し出すとなれば、確かにただ単に、じゃ、かごをどうぞというわけにはいかないというふうに思っております。具体的な指針というものはないんですが、簡単なリーフレットでボランティア活動の経験のない方が、猫の捕獲器をという御希望があれば、その際にはきちんと対応できるような形はとってるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今現在、地域猫の活動を行っている方が中心だということですけども、今後そうじゃない方も、猫の被害、ふん尿被害っていうんですかね、そういったところを懸念して申し出があるかもしれません。そういったときに、未経験者の方がいきなり捕獲器を預けられても、どういうふうにして使うのかとか、使用者が困らないようにそういう細かいカット、細かいアドバイスや、手術をすると耳をカットするので、しっかりそういったことも含めて、病院の紹介であるとか、そういったことも対応していただきたいなというふうに思っております。

あと市が行っている事業の1つに、また猫よけ器——超音波発生装置をお貸ししますといった事業を行っておりますが、これの状況について教えていただければ。

○環境部長（松本幹男君） 超音波の音を発するというか、超音波を発するというので、猫よけということで貸し出しのほう行っているわけですが、今のところ、今現状で、済みません、把握してるのが貸し出しという形で、今2件、行っています。

それと、ごめんなさい、先ほどの質問で戻りまして大変恐縮なんですけども、猫の捕獲器、一応、今年度6件という形で、ボランティアさんも含めてということで、ちょっと御理解をいただければと思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 件数については、ありがとうございました。

猫よけ器なんですけれども、猫よけ器を借りるっていうことは、恐らく困ってらっしゃるから借りに来るわ

けで、そういうときは大体地域のトラブルであるとか、そういうことがあるのではないかなっていうのは予想されるところでございます。そういったところを、ただ単に貸すだけではなくて、どういったことなんでしょうかとか、その地域に本当に地域猫が、地域猫じゃない普通の野良猫っていうんですかね——が集まって本当にふん尿がすごい大変なのかっていうようなことを、把握されるようなことはされてるんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 猫で困ってるという方が、窓口もしくは電話等で御相談があった場合には、一応ただ単に貸し出しをするのではなく、今おっしゃられましたように、状況のほうはきちんと確認をして貸し出しをしております。特に先ほどの超音波発する機械、こちらについては人によってはやはりちょっと抵抗のあるものになるという、書いてある説明によりますと、特にお子さんには耳鳴りの的なものを感じるなんていうことがちょっと書かれていたりします。これ、やはりどうしても個人差が出てしまうというものがあるので、私は実際試したら感じなかったんですが、ただ人によってはやっぱり感じるという職員も中にはいましたので、ちょっとその辺の取り扱いも含めてきちんと説明をしていかないと、御自身がよくても、やはり近隣にその超音波を発することで、違ったことでまた迷惑になってもいけないというのがございますので、一応貸し出しに当たっては状況をきちんと聞き取るという形をとったもとの実施に努めております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 確かにこれ超音波って、年齢によって結構、モスキート音が聞こえなかったりと、聞こえたりとかっていうので、今部長がおっしゃったこともよくわかりますので、そういったことも含めて、もちろん機械のその心配もそうなんですけれども、私がここで申し上げたいのは、そういったわざわざ市に借りに来るっていうくらいまでなってるということは、そこには地域猫じゃない、野良猫によって、もしかしたら地域猫なのかもしれないですけども、そのふん尿の被害も含めて、鳴き声だったり、そういったことが起きているっていうことなので、そういうときに地域猫に関する知識を広めるチャンスだな、逆にチャンスだなって思うんですね。

それで東大和市では、地域猫活動を支援していますっていうチラシを配布をしております。出しておりますね。これは、このチラシっていうのは、どれぐらい刷って、どういったところに置いているのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） A4のリーフレットでございますが、作成枚数までは、ごめんなさい、正確な数は把握しておりませんが、ただ1,000枚、2,000枚という単位では、まだそこまでの作成はしておりません。それとあと配布というところでございますが、今の現在で申し上げますと、環境課窓口っていう形でのパンフレット設置になっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） このチラシすごくよく勉強されて、私、他の自治体が出しているリーフレットとかも取り寄せてますけれども、ほぼほぼ網羅なく地域猫に関して、どういうものであるとか、対策であるとかっていうのが書かれているもので、非常に頑張ってるなっていうふうに思っているんです。それが、少なくっていうのがすごく残念ですね。

せっかく所管になって地域猫の問題を取り上げたのにもかわからず、これを周知してない。だから、結局、地域猫に関するものの一番大事なところって、先ほど御答弁でもおっしゃってましたけれども、単なる餌やりと混同されてしまう。地域猫の問題って、要は猫好きがやってるのではなくて、地域でトラブルが起きないように管理していきましようというのが地域猫対策ですよ。それを、かわいいから餌だけやって、ほったらかしにしてるっていうものと違うんだよっていうことを市民の方が理解しないと、この活動っていうのはだめに

なってしまうと思うんですよ。そのためのチラシだと思うんですね。

なので、ぜひ数をたくさん刷ってくれというのもそうなんですけれども、配布するところも、普通、公民館、図書館とかにもさまざまなパンフレットを置いてますけれども、実際に何かあったところ、猫よけ器を貸し出してほしいって言ったときには、その自治会であるとか、その周辺であるとか、そういったことをリサーチすると同時に、地域猫に関するチラシをまいていただくと、地域猫に対する理解が深まると思うんですが、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今お褒めいただいたとおり、確かにこれだけのものをつくっておりますので、確かに周知方法については今の御意見も含めて参考にさせていただき、つくったパンフレットが、意義あるものにしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） チラシ、ぜひいっぱい配ってほしいなと思ってますけども、ちょっとチラシについて1点お願いがありまして、ちょっと字が小さい……いっぱいこう詰め込んで、A4、1枚に詰め込むのはいいんですけども、結構ですね、困っていらっしゃる方とかがってというのは、御高齢の方が結構多いんですね。そうすると、ちょっと字が小さくて、私でもちょっと見づらいなっていう感じがしますので、そのこともちょっと考えていただいて、今度、情報をこう詰めないと、大きくすると今度、倍になっちゃうって、A4じゃなくて2枚になってしまうのか、見開きになってしまうのかですけども、そのあたり他市では結構ポイントを大きくつくってるところ、国立市なんかはかなり大きくつくってますので、そういったことも含めて検討していただきたいなと思います。これ要望ですので御答弁結構でございます。

次、あとチラシ1点ですね。もう一つ、「東大和市では地域猫活動を支援しています」というふうになっているんですが、他市のものを見ると、実はまた国立市で申しわけないんですけども、「国立市では地域猫活動を進めています」と書いてあるんですね。ちょっとの違いなんですよ。「東大和市では地域猫活動を支援しています」と、「国立市は地域猫活動を進めています」、この微妙な違いわかりますか。要は、当事者意識っていうんですかね。自分が自分事としてやってると、地域猫活動をしている人を支援してます。やっぱり違う。違うんですよ。そのあたり、どういうふうに市の役割っていうのを考えてますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 確かに言葉の言い回しの違いってというのは、やはりどうしても自治体によって出てしまうのかなと思います。ただ思っている部分、考えている部分というのは、基本的にそういう大きな差異はないと思っております。

ただ1点言えるのは、当市の場合は、地域猫活動に関する事務については、なかなか先進ではないという状況にありますので、どうしてもそういうところから、こういう支援という言葉と、進めているという捉え方の違いが出てきているのかもしれないと感じております。ただ今後について、こういうものを進めていけば、おのずと我々職員の意識も、今よりもっと向上していくんであろうというふうに思っておりますので、先ほどのパンフレットの確かに字が、もうちょっと大きければ見やすいっていうのはございますので、そういったところも含めて、一度つくって終わりではない形で今後取り組みたいと思っております。

それとあと大変恐縮ですが、1点、訂正をお願いいたします。先ほどこのリーフレットの配置場所、私、環境課窓口のみと申し上げましたが、訂正で済みませんが、市民センターと公民館、あとボランティアさんには、つくった当時にこういうものができましたということで、周知をしてるということで訂正をお願いいたします。

以上です。

○21番（床鍋義博君） チラシが、先ほどの答弁よりはもっと配られてるっていうことで、それは安心をしました。より多く配布する場所、また窓口に来た方も含めて、そういったところの地域に対して、チラシは配っていただければというふうに思っております。

次に、この地域猫活動を行う際に、やっぱり重要なのはボランティアでやっていただける方、個人であったり団体だったりするのかもしれませんが、そういった方々の協力が欠かせないというふうに思ってるんですね。先ほど知識の点、まだ先進市ではないということなので、これから勉強していくということだったので、そういった方々の知識とか習得する、そういった方々からも直接だし、まだ近隣市からも勉強することもあるでしょうし、そういったことに対して情報収集と知識の蓄積と、またボランティアの方からの意見交換などっていうのはどういう状況になってますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） ボランティアさんとの交流ですね、ここも、ここ数年前からですね、ボランティアさんとのかなり随時、窓口で意見交換させていただく、または具体的な生の声を聞くという形をとらせていただいております。したがって、今後ボランティアさんとのかかわり、もう少しボランティアさんに、もうちょっと知識の蓄積をというところが出せるような、そういった取り組みを我々がしていかなければまずはいけないというふうに感じております。それと、あと全体的に、やはり地域猫というところの言葉の浸透というのも、町全体を見たときにはどうしてもまだまだ、どうしても認知度的には低いというふうに思っておりますので、そうでない参加されていない市民の方にも、こういったものがわかるような土壌をこつこつ、そこはつくっていかねば、なかなかボランティアさんの活躍というのを期待するだけはいけませんので、やはり協働という形をとれるということのために、そこは私も職員のほうから、まずはきちんと情報収集をしまいたいと考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 地域猫がまだ浸透してないって、確かにそうなんですけど、ここ数年、急に各自治体が地域猫という言葉を使い始めてますし、セミナーというのは数多く近隣市でも開かれてきております。そういった意味では今がチャンスといえますか、前に私この質問をこの議会でしたときに、今すぐ猫ブームで、この猫ブームが去った後に絶対に捨て猫がふえるんだよって、前、工藤さん、ねこだすけの理事の方がセミナーでおっしゃったんですね。それを引用して、そういうことが、今後、地域問題として大きい問題になってくるっていうことを考えると地域、今各自治体がこの地域猫問題について、セミナーを開いたり勉強したり、所管を環境部にしたりとかっていうことを行っていることの一環だなというふうに思っているんです。

そういう意味で、地域猫の問題って市だけの問題じゃなくて、猫は野生ですから市境なんか関係なく、隣の立川市だったり、小平市だったり、武蔵村山市からでもどんどん来てしまいますので、そういった市との連携が不可欠だというふうに思うんですね。ですから知識の共有も含めて、情報共有なんかをそういった市と共同で行っていく必要があると思うんですけども、そういったことは今現状と今後についてをお教えてください。

○環境部長（松本幹男君） 昨年ぐらいからなんですけど、職員みずから他の自治体で実施するような研修会、セミナー、そういったものに極力積極的に参加するような形をとらせていただいているのが現状であります。

また一方で、他市の状況という部分では、環境関係の場合は多摩地区の自治体間で、環境・公害事務連絡協議会というものが組織されておりますので、そういったところでも他市状況は私も把握はできるし、また他市でどういう取り組みをしてるかっていうところでのアドバイスをいただくこともできるかと思っておりますので、引き続き先進的に取り組んでいる自治体の中にはございますので、そういったところへの開催する研修

会等に積極的に今後も職員が参加する、またそういう環境・公害事務連絡協議会を活用させていただく中で、他市状況も把握していきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ぜひ他市との連携をして、この地域問題、地域猫問題を解決のほうにしていただければなと思ってます。

もう一つ、市内に今度目を向けますと、高齢化が進んできますと、やっぱり寂しくなるんでしょうかね、猫を飼う独居老人というんですかね、結構多くなってきているようです。その相談を受けた方なんですけども、避妊・去勢の手術をしていないので、もうどんどんどんどんふえていってしまって、これ多頭飼育崩壊っていうふうに言うんですけれども、そういうことを起こしている状態。もう自分の面倒もろくに見られないというか、余りこう自分で面倒を見るのも大変だからといって、ケアマネージャーがついたりするにもかかわらず、猫が多頭飼育になってしまってる状態が市内に実はあって、ボランティアさんが相談をされたっていうケースがありますけれども、そういう市内の件については環境部は把握しているんでしょうか。

○環境部長(松本幹男君) ボランティアさんからの交流の中でいただく声のほかに、やはり地域からそういった声はうちのほうでいただいているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今後、間違いなくこういったケースふえてくると思うんですね。これはもう環境部だけではなくて、これはもう福祉部も含めて、そういったところも情報を上げていく、何かあったら、地域猫に関する対策を行っている環境部に情報を上げるっていう、そういう体制も必要だと思うので、そういったことにもアンテナを張っていただければなというふうに思っております。

次に、今度人員の問題なんですけども、環境部が所管となって業務がすごくふえていると思うんです。また次の質問の野生動物についてもそうですけれども、そういったときに今人員体制って足りてるのかなっていうちょっと素朴な疑問なんですけれども、環境部長の口から足りてないとは言えないのかもしれないんですけども、今人員体制どうなんですかね。当時、地域猫対策をしたときと比べて、今人員、減っているんじゃないですか。

○環境部長(松本幹男君) 職員の定数上の話で申し上げますと、全庁的な事務の見直しというのを毎年やっておりますので、今年度そういった中では、全庁的な事務の見直しに基づいて、うちのほうの環境公害係は1人減になっているという状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ですよ。所管がふえて、業務がふえていて、人が少なくなると、それは大変だなというふうに思います。なぜこれを聞いたかという、やっぱりボランティアさんから、市に対して協力してほしいことを幾つか要望すると、大体、人員の手配がつかないからできないって言われることが多いらしいです。

今はボランティアの皆さんでカバーして、カバーしてるって言い方、変ですよ。市の業務をカバーしてるっていうのはおかしいですけども、通常であればやはり市が担うべきこと、先ほど地域猫活動を支援していますじゃなくて、やっぱり本来の意味は、当事者意識を持ってしっかりと環境問題としてやっていくんだっていうことをおっしゃいましたので、そういったことを考えると、その人員という点においては、やはり人事でこうしろという、ああしろこうしろということは、私の所管ではないので、これ以上、言いませんけれども、所管をふやして仕事がふえるのであれば、やっぱりそれなりのことを、施策と人事っていうのはやっぱり一体

となってちゃんとしっかりしていかなければ、絵に描いた餅になってしまうという危惧がありますので、このあたりのことをよろしくお願いします。

これは御答弁は結構です。人事になると、企財部になるでしょうから、通告してませんので今度の機会にします。

市が飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術の補助を拡大して、TNRのための捕獲器を用意して本格的に地域猫対策を行うという姿勢に関しては、非常にもう高く評価をさせていただきます。ぜひ、先ほども繰り返し述べますが、他市との連携をして、地域住民に理解されるっていう活動が、やはり行政にとって一番の役割なのかなというふうに思っています。

今人員が少ないということで、ボランティアに丸投げするっていうことをもし続けていくのであれば、いずれボランティアの方たちも、御高齢の方もいらっしゃいますし、疲弊をして、市と協力して一緒にやっていくという気がだんだんなくなっていくんじゃないかな、それを心配しているわけなんです。病気に例えるのは適当ではありませんけれども、傷が浅いうちに、地域猫問題が本格化してもう手に負えない状態になる前にしっかりと三者が、地域住民とボランティアの方、市がきっちりとタッグを組んで対応していくことによって、これ解決できるんじゃないかなって、これが地域猫の問題だというふうに思っております。ぜひともそういった点を踏まえて、今後、ボランティアの方の支援もそうですけれども、市が当事者意識を持って周知活動、ボランティアの方や地域住民に対してすごく、どちらかという今よりも積極的に理解を深めるための活動をしていってほしいなというふうに思っております。これ要望ですので御答弁は結構です。

次に移ります。次の野生動物の対策について伺います。

現在こちらのほうも捕獲器の貸し出しをしておりますけれども、この状況を教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 捕獲器の貸し出し等でございますが、この事業は平成29年10月から始めております。29年10月、30年、それから31年が2カ月間実施してるという状況でございます。捕獲の状況でございますが、29年度がアライグマが6匹、ハクビシンが3匹、合計9匹ですね。30年度がアライグマが18匹、ハクビシンが15匹、合計33匹、31年度、2カ月でございますが、アライグマがゼロ、ハクビシンが4、合計4頭、このような状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 捕獲した野生動物ふえてますね。あとそのほかに捕獲した数ではなくて、苦情とかそういう件数とかってというのは把握されてますでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 平成30年の数字でございますが、相談件数が70件、そのうち、わな設置に至りましたのは58件でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） やはり苦情もかなり多くて、捕獲の数に従ってやっぱり多くなってるんじゃないかなというふうに思っています。捕獲器を貸し出して、その後、捕まえた後の対応というのはどういうふうになってますでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） この事業の概要でございますが、まず市民の方から環境課に捕獲器を設置してほしいという御依頼がございます。その後、御本人がとりに来る場合もございますし、環境課が出先ですので、ついでお持ちすることもございます。また委託業者が、専門の業者が設置してほしいということであれば専門の業者を委託します。1カ月設置させていただいて、捕獲できたら環境課に御連絡いただくと。その後、委託

業者が回収して炭酸ガスで殺処分と、このような流れになっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 委託業者に委託するときの費用というのは、どうなっていますか。

○環境課長（宮鍋和志君） 費用でございますが、殺処分をするときには1頭当たり、31年度は1万1,880円。

逆にわなを設置するときには5,400円で業者に頼んでおります。あと捕獲できなかったときのわなの回収、これも5,400円で委託しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 市民負担はどうなってますか。

○環境課長（宮鍋和志君） 回収等あるいは殺処分に係る市民負担はございません。ただ、餌だけは御自分の負担でお願いしてございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。近隣他市と同じ状況というか、そういうので対応してるなどというのはよくわかりました。

実際に最近、アライグマとハクビシンとかってふえてるっていう話はたくさんいろんなところで聞きますけれども、これらがふえた原因について、市はどのような情報収集をしておりますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 正確に市のほうで調べたということはございません。ただこれあくまでも一般論という形になってしまいますが、やはり餌が不足してきているということで、だんだん町へおりてきているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 私も同じような見解を持っています。私、素人なので、私自身が見解を持ってもしょうがないので、一応大学の先生にいろいろ話を聞いてきました。まだ本格的に東大和市の周り、狭山丘陵とかを調査しているわけではないので、これも一般論って話になりますけれども、基本的にアライグマ、ハクビシンっていうのは対応能力が非常に高いらしいです。ですから、餌がなくなっても飢え死にをしないで、民家において、餌のあるところにおいてきて、賢いもんですから、そこで餌をとってまた戻るといった習性があるということをお聞きしました。とすると、今予想がつくのは、もともと住んでいるところに餌がなくなっているのではないかっていったところなんです。

これ何が問題かっていうと、先ほど対応能力があるアライグマ、ハクビシンっていう話したんですけども、実は本来すんでいるであろう狭山丘陵や多摩湖畔、あの周辺ですね——にいるタヌキだったり、ノウサギだったり、そういった野生動物の中でも、対応能力の低いものは、結局、餌がなくなってしまうと死んでしまうわけですね。そうすると森の生態系が崩れていってしまう。一見、見ると森があって緑があるから自然だなんていうふうに思うんですけども、自然って虫や木の実がなったりとか、ミツバチが受粉していろいろ木の実がなったりとかしますよね。それで、動物がいて、それを食べて、そういう生態系が保たれて初めて森ができるわけですよね。

それがもしなくなってるっていうふうに感じると、東大和市は今、人と自然が調和する豊かな環境を次の世代に引き継ごうとして、ある意味、自然を売りにしていこうっていうところじゃないですか。私も東京都心に結構、もう1時間以内で都心のところまで行けるし、その割には自然が豊かであるこの東大和市っていうのは、すごく魅力的な場所で、これから発信していくことによってどんどんどんどん人が、東大和市っていいところ

だなんていうふうに再認識される。その重要な1つに、自然ってあるんじゃないかなと思うんですね。それがもしかしたら崩れている兆候が、このアライグマだったり、ハクビシンが人家におりて来て餌をあさっている状況じゃないかというふうに思うわけです。

それに対して、やはりこれも先ほど、地域猫もそうですけども、市独自で行うべきものでは確かにないんですね。これ余りにも範囲が広いですし、市境や県境も越えていくようなところがありますので。また、先ほど環境部の所管で、人員が少ない中で、これもって言ったら本当に大変なことになると思うんですけども、これは市として大変だなんていうこと認識した上で、やっぱり東京都なり、やっぱりもっと広範囲でできるところに発信していくべきではないかなっていうふうに思うんですね。そのあたりいかがでしょう。

○環境部長（松本幹男君） 野生動物の関係でございますので、やはり1市単独でやってという話ではないという部分がございます。やはり一定の面積を面的に捉えた中で取り組まなければ、効果が発揮できないというのがございますので、今東京都のほうの考えも、やはり都全体を挙げてというふうに言っておりますので、そういったところでは当市も平成29年度の補正予算から、3年間補助がつくということで今補助をいただきながらやってるわけですが、やはりそういう意味では、当市だけがやるとかやらないという話ではなく、やはり広く面的なところでの取り組みが求められる事業が、まさしくこういった取り組みだというふうに考えております。以上です。

○21番（床鍋義博君） やはり東京都に上げる際にでも、東大和でこういう状況が起こってるんだっていうことを、やっぱりデータをしっかりとって、状況をしっかりと伝えることで対応策が出てくると思うんですね、そういうことをしっかりとやっていただきたいなと思います。

野生動物については以上で終わります。

次に、学校での動物飼育についてお聞きをいたします。

これまで、先ほど御答弁の中で、東大和市内で哺乳類とか、あと鳥とかウサギとか含めて飼ってる状態はないということで非常に安心をしました。現在、なぜこれを質問したかということ……。

その前にちょっと1つお聞きしたいのは、ちょっと平成27年の2月15日で、東京都の獣医師会の第5回学校動物飼育支援対策検討委員会の議事概要というものの中で、東京都内で10年間の間に、毎年、約510羽の動物を埋葬したという報告があります。これに関して、東大和市内で過去には学校で動物飼育を行っていたわけですから、それがどのぐらい飼われて、死んでいったのかといったことのデータというのがありますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市内小中学校におきましては、過去3年間の状況ということで今回確認をさせていただきました。その中で、ウサギ、鶏等、飼育小屋で飼育した動物については、この3年間においてはなかったという状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに、ここ3年、私がこの質問をした前後あたりからは、もう東大和市では飼育をされてなかったの、それは把握してるので、その前のデータはないっていうことですね、調べてない。わかりました。それで、いいです。

では、次に学校が動物を飼育することっていうんですかね、今後、可能性がないわけでは全然ないわけで、どういったときに学校が動物飼育を始める。誰が声をかけて、誰がやる。例えば学校長なのか、担当教諭なのかわかりませんが、そういったときに教育委員会との関係ですね、一つ一つ許可を取るのか取らないのか、それは許可必要ないのか、学校の校長の判断でできるのかっていうのを教えてください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校のほうが、学校が動物を飼育することについては、校長の方針が重要になるかというふうに思っております。東京都においても、小学校動物飼育推進校事業というものがございます。こういったものも校長の判断で実施するものになっていくかというふうに思っております。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** 校長の判断ということで、恐らくそうだなと思ったんですけども、校長の判断で行うことは学校内で行うことなので、それは当然だなとは思っているんですけども、その際に、例えば動物の愛護及び管理に関する法律であるとか、それ少しか引用させていただきますと、愛護動物をみだりに殺し、また傷つけた者は2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処する。愛護動物に対し、みだりに給餌もしくは給水をやめ酷使し、またその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること。自己の飼育し、または保管する愛護動物であつて疾病にかかり、または負傷したものの適切な保護を行わないこと云々になります。これは100万円以下の罰金に処するというような法律とか、あとですね、例えば飼育改善指導が必要な例、虐待に該当する可能性、これ環境省ですね。環境省、自然環境局総務課長から各都道府県に対して出された文章があります。これお伝えしてますけれども、そういった、要はネグレクトだったりする例が示されています。そういったことも含めて、学校長は判断するのかもしれないのかというところはどうかというふうにお考えでしょう。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校が動物を飼育する際には、例えば文部科学省が出しております学校における動物飼育についてという、学校における望ましい動物飼育のあり方というような手引のようなものを活用したり、または東京都や獣医師会から毎年通知を受けている、さまざまな通知をもとに学校のほうでは有意義な飼育活動になるように取り組んでいくものと認識しております。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** 恐らく当然そうだろうと思うんですけども、教育委員会としてはそれは一つ一つは確認してない。聞きたいのは、動物を飼うに際しての東大和市の指針みたいなものがあるのか、ないのかということをお聞かせください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東大和市独自の動物飼育の指針といったものは、現在のところございません。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** それであれば、例えば新任の校長が動物を飼育したいと言って、報告義務ないわけですから教育委員会に——で行ったと。その行った状況が適正かどうかというものは、誰がどうやって判断をしていくものでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校における動物飼育の責任というものにつきましては、学校長の管理のもとで取り組んでいくものであるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** その学校長が、実は前にこの問題を取り上げたときに、一番最初に取り上げたときに、いつだったか、2011年ですね、僕が初当選したときですから2011年の2回目の議会だったかな——に取り上げさせていただきました。その時に、ウサギについて、小学校ですね、買われたウサギかな——だと思っておりますけれども、非常に飼育状況が悪い状況で、歯も伸びっ放しだし、夏は暑いにもかかわらず炎天下にさらされて、結局どうなったかって、ボランティアの方が毎日、ペットボトルに氷を入れて、毎日取りかえに行った。

ふんもそのままにされていたので、私、写真を見ましたけども、写真で厚さ2センチくらいのふんのじゅうたんみたくなっているところに飼育されていたという状況が実はあったわけですね。それを見て、誰がどうしてこういう管理になるのかっていうことが疑問で、学校動物飼育どうなのって話を取り上げたわけなんです。今、学校長がそれを行う。なおかつ監視するのも学校長、みずから行うのを決めるのも学校長、監視するのも学校長であれば、こういった状況は把握されないまま、動物は虐待されたままになってしまう可能性って非常に否めないんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりそのままでもいいとお考えですか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校がウサギなどを飼育する場合につきましては、教育委員会としても動物を飼育する際の配慮事項等を学校にしっかりと働きかけていきたいというふうに思っております。やはり日常的な管理や繁殖期の対応、施設や環境など専門的な知識が必要な動物については、やはり専門家や獣医師などの支援を依頼するなど、適切な環境整備が必要になるというふうに認識しております。しっかりと、そういった場合には支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** ぜひ、東大和市というところは、子供の虐待もそうですけども、動物の虐待も絶対許さないんだって、そういう姿勢をやっぱり示すことって大事だと思うんですよ。これ先ほどの野生動物の兆候じゃないですけども、小動物の命を軽んじるというのは非常に危ういことで、その後にさまざまな犯罪につながってくる可能性もあるので、動物の飼育、命の大切さっていうんですかね、そういったことをしっかりと教える授業ってもちろん大切なんです。その中の一つに、もしかすると動物ふれあい教室っていうのがあるのかもしれないですけども、その動物のふれあい教室についてちょっとお聞きしたいんですけども、今現在、動物ふれあい教室を開催されている学校の数、状況をお知らせください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 動物ふれあい教室についてでございますが、昨年度は小学校1校において、2年生児童を対象に生活科の授業で実施している状況がございます。実施した小学校では、直接大学のほうに申請をし、アレルギーなどについて保護者に確認をした上で、ヤギ、牛、モルモットなどの動物と直接触れ合う機会を、ここ数年間、継続して設定しているというふうに聞いております。

また、東京都福祉保健局が実施しております動物教室につきましては、平成30年度に小学校、市内の小学校で3校実施しております。同じく2年生児童を対象に生活科の授業で実施しております。この動物教室については、犬をテーマに縫いぐるみを使った疑似体験を行うなど、生体の動物との触れ合いは行わない取り組みとして、動物愛護の精神を養うことを目的に実施しております。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** ふれあい教室、動物教室を行うに際して、例えば自治体の事業供託金を得て、有償で行う場合については、動物の愛護及び管理に関する法律によって、展示業の登録を業者が受けていかなければいけないというのがありますけれども、それに関して学校というのはそういうものをちゃんと確認されているのか。今回、無償であれば確認してないと思うんですけども、有償の場合はそういうことを確認しなきゃいけないと思うんですけども、そのあたりどうですか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 市内小学校で実施しております動物ふれあい教室につきましては、無償で行っていただいているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** 無償であれば確認はする必要はないんですけども、今後そういった補助金とか受託金

を得て行うような施策があった場合に関しては、しっかりとその業の登録を受けてるかどうかという、これをちゃんと確認していただければと思います。

私は動物を触れ合うことを全く否定しているわけではないんですね。実は、少なくとも動物を飼うのであれば、最低限、法律だとかっていうことは、もう管理者は熟知していかなくちゃいけない。ましてや学校教育、教育ですからそういったことを教えていかなくちゃいけないところで、仮にもし法令遵守がされていなければ、これ大変なことだと思います。そういったことに関しては、しっかりと教育委員会のほうで、学校に対して指導をしてほしいというふうに思っております。これ要望ですので、答弁は結構でございます。

命の大切さを知ってもらうためには、やっぱり仮に動物をもし飼うのであれば、もう家族と同様に、捨てたりとか、また1食でも餌を抜いたりとか、家に置き去りにして出かせないようにするとか、本当に最期、亡くなるまでずっと一緒にいるっていう覚悟をもって飼うのであれば無責任だと思うんですね。動物のふれあい教室で、ただ動物かわいいというふうになると、そのことを忘れてしまいがちです。動物を飼うって非常に大変なことで、犬であれば散歩もさせなくちゃいけないですし、さまざまな義務が伴いますね。ふん尿だとかにおいも出ます。1回、小さいウサギなんか持っていると、ああかわいいと思いますけども、病気もしますし、歯も伸びて切らなくちゃいけない。そういったことも、たくさん義務があるんだよっていうことも含めて、命ってそういうもんだよっていうことが本来の意味の教育だと思うんですよ。安易な飼い主をふやす原因にならないように、動物のふれあい教室については、今後行うことに対して、そういうことも含めて教育をしていただければというふうに要望をします。

次に、移ります。次は、中学校の部活動の指導についてです。

先ほど御答弁いただきまして、今後、外部指導員の活用をしていくというお話でしたけれども、現在、部活動で担当の教師が、教員が転勤とか、転勤が一番多いでしょうけれども、病欠などによって部活動が制限されてる事案っていうのが、見聞きするわけなんですね。現在そういったことが各校、中学校等であるのでしょうか。把握されてますでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 教員の異動などによって、1年生の例えば新規募集を行わずに、その年度末で部活動が廃止、また部員の数が少ないために他の部活動と合体をするっていうんでしょうか、そういった形で1つの部活動がなくなる例など幾つかの事例がございます。

以上です。

○**21番（床鍋義博君）** 私も、この問題を取り上げたのは、一生懸命、試合に出られると思って、1・2年生ですごい頑張って、やっと3年生になって試合に出られると思った瞬間に、部活動がなくなってしまったという話を聞いて、やっぱりこれは問題だかっていうふうに思って。そのときに、確かに先生、担当の先生がいなくなってしまって、じゃ誰も引き受け手がいなくなればしょうがないのかなと思ったときに、いやいや外部指導員っていう人が指導しているから、その人たちがちゃんとしっかりしていれば続けられるんじゃないのっていうようなことから、今回質問をさせていただきました。現在、外部指導員の活用の状況について教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 当市での外部指導員の活用の状況についてでありますけれども、当市においては外部指導員の報償費をお支払いをするという形で、各学校にですね、学校からの推薦に基づいた人材を配置をする事業を行っております。1人当たり1回3,000円、年間で各学校260回分ということでの計上で行っております。平成30年度は外部指導員の活用が、38人の実績がございました。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今現在、活用されてる外部指導員が、学外へ試合や練習試合も含めてですけれども、休日もあるでしょう。そういったときに、引率っていうことは行われているんでしょうか。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 当市の外部指導員につきましては、この大会への引率等は行うことができない形での配置になっております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 外部指導員については、平成29年3月14日、各都道府県教育委員会宛てに、スポーツ庁次長、文化庁次長、文科省の初等中等教育局長から、学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行についてという通知があります。それによりますと、外部指導員が引率できるっていうそういった制度っていうんですかね、そういった取り組みができるっていうふうに記載されてますけど、当市では先ほどの答弁で、そういう形でない外部指導員っていうところだったんですけれども、今後そういった、その引率のできる外部指導員と引率のできない外部指導員っていうのはどう違うんですか。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 当市におきましては、規定の中で外部指導員は専門的な技術指導をする者、これを配置をするという事業でございます。先ほど議員がお話のあった、国等が規定をしているこの外部指導員につきましては、当市の外部指導員とは別の制度となっております、いわゆる専門的な技術指導のほか、これまで顧問教員が行ってきた、担ってきた業務を丸ごと担当することができる外部指導員ということで、根本的な制度設計が違うところがございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ここが結構重要で、働き方改革などといって、やっぱり最近、先生の業務を減らすっていう、それはもう学校の教育に対して集中していただくということで、それは否定するものではないんですけど、その余波ですかね、それで部活動になかなか出てこれないっていう先生がふえてきてるって話も聞くわけですね。そうすると、今市が行っている外部指導員と、国が定める外部指導員と、引率できるできないって、これ大きな違いだと思うんです。お願いしたいのは、国が定める外部指導員を市が今後導入することができるのか、逆に言えば今できないのは何が原因なのかっていうのを教えてください。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 国が定める部活動指導員の導入に向けてということにつきましては、市としてもこの必要性については十分認識をしているところでございます。平成31年3月、この3月に市としての学校部活動に関する方針を定めております。この中でも部活動指導員の導入については、検討していくということで明記をさせていただいておりますので、今後この導入に向けての検討をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 検討を始めてるということなので、できるだけ早く、今2年生の人とか1年生の人が、僕が試合に出るときにどうなんだろうって今、戦々恐々としてるところもあると思うので、僕らの1年と子供たちの1年、全然違うので。卒業してしまいますから、すごくスピード感を持ってやっていただきたいなというふうをお願いをして、この質問は終わりにします。

○議長(中間建二君) ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 学習スペースの確保について、再質問をさせていただきます。

先ほど御答弁いただきまして、長期休暇のほかに、12月から3月まで受験期にあけていただいて、非常に市民の方から感謝の声を聞きます。ただ、周知についてはまだまだかなと思うのは、こういうのをやってるよって僕もいろんなところで、図書館の2階の会議室が使えるよ、使えるよっていうふうに言うと、「ええ、そうなの」っていう親御さんが結構多いので、やはりこういうものって定着するまで時間がかかると思うんですね。だから、さまざまなお知らせ、先ほど学校でもお知らせをするっていうことで、また図書館でも知らせてる。また市報にも載ってますけれども、所構わずっておかしいですけど、子供たちがいるところ、また親御さんがいるところには、常にあるんだよっていうことを教えていただければなというふうに思ってます。これ要望なので御答弁結構です。

1つお聞きしたい。確認なんですけれども、先ほど教育長の御答弁で、学習スタイルに合わせて飲食、飲料というのも検討してるっていう状況だったんですけども、やはり学習、これ私から、前から言ってるんですけど、耳たこかもしれないんですけども、学習スタイル、変わっています。学校の認識っていうか、僕ら部活動、昔、部活動、僕、野球部だったんですけども、水飲んじゃいけないっていうのが普通だったですよ。それが実はもう違うんだっていうふうに変ってきてるんですね。そういう意識とかスタイルの変化によって、いろんなものが変わっていく状況だと思うんですよ。そんな中で、やはり今、飲み物を飲みながら勉強するっていうスタイルっていうのは、もうそろそろいろんなところで実施してもいいんじゃないかなって思ってるわけなんです。

そこで、お聞きしたいんですけども、あそこ会議室ですよ。会議を行われていることもありますよね。会議室ですから、当然。その会議のときにはお茶とかっていうのは出さないんですか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現在、会議室の利用に当たっては、飲み物の使用も禁止になっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） いや、普通の勉強するときではなくて、会議を行うとき、そのときも禁止なんですか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現在、禁止となっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） わかりました。残念ですね。

実は、そこでお茶を出してるんだったら、じゃいいじゃないかって言おうと思っていたんですけども、実際あそこの会議室のところっていうのは図書館とは別で、持ち込むものが図書室の図書を持っていくわけではないですよ。自分が持ってきている勉強道具を持って、そこで勉強するわけですね。仮にそこにペットボトルでも、ふたつきのペットボトルっていうのは条件かもしれないですけども、水筒も含めて、それがこぼれたとしても、それ汚すのは自分、机はちょっと汚れるかもしれませんが。なわけで、他人に迷惑かけることが非常に少ないというふうに思うわけなんです。

なので、これも質問というより要望なんですけども、ぜひ早目にそういったこともできるよ、そういう場所だよっていうところも、より使いやすいっていうふうにする工夫が必要だというふうに思うので、それはお願いをします。

使いやすいっていうものはもう一つあって、勉強するスタイルも、自分だけで勉強するっていうスタイルも

一つですし、友達と一緒にグループで勉強しながら、あるときはこれ何とか、ディスカッションをして、また自分のところで戻るみたいな、そういう学習スタイルも普通にあると思うんですね。そういうことを可能にする。今は飲食禁止で勉強する、あそこも会議室ですから、恐らく私語禁止になってるのかなと思うんですけども、そういったところって今、状況どうですか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 会議室利用に当たっての私語の関係ですけれども、基本的にはグループでの活用というのは、今のところでは制限させていただいておりますので、基本的には私語は慎んでいただくという状況になっております。ただグループで活用される場合は、別途申請していただければ、会議室はグループで御利用することは可能になります。

以上です。

○21番（床鍋義博君） グループでできるっていうのは、グループだけで利用できるのか、それとも一人一人勉強してるところに、私たちだけは3人ぐらいで、グループで利用したいんだけど、入って大丈夫かって、そういう意味なんでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） グループの利用の方と、個別の実習の形で使われる方の共同っていうか、そういうものは行ってません。グループはグループで、自習室でそれぞれ個人で使う場合は個人でという使い分けさせていただいております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 先ほどの教育長の答弁で、いろんな人の意見を聞きながらあったので、ぜひ使っている子供たちの意見を聞いてみてください。

この質問を始めるときに話したと思うんですけども、フードコート、イトーヨーカドーさんのフードコートだったり、マクドナルドだったり、そういったところで夜勉強している子たちを見つけて話を聞いて、前にこの質問ずっと続けてきました。その中で、やはり聞くのは、図書館では、場所もないっていうのもあったんですけども、図書館は静かにしなきゃいけないからっていうのが結構多かったんですよ。図書館が静かっているのも、もう今、伝説なのかなとちょっと思っていて、そういういろんな人が集って、わいわいがやがやする中で、集中力を持って勉強するのもまた一つだなと思うんですね。集中力ってそういうことだと思うんですよ。第一、フードコートなんて音楽も流れてるし、たくさんの人が行き交うのに集中できるのかって言っても、別に彼ら彼女たちは全然気にしないわけなんですね。ですから、静かに勉強するっていうスタイルも、先ほどの部活動の水と一緒にもう伝説なのかな、都市伝説なのかなってちょっと思っています。

やはりそういったことも柔軟に、教育委員会として考えていってほしいなというふうに思っていますので、そういう機会を今後つくってほしいと思うんですけども、そういった機会をどういうふうにつくっていくっていうんですかね、つくってほしいという要望なんですけれども、つくっていくためには、学校で行うのか、それともタウンミーティングのようなもので来てもらうのかって、いろんな方法があると思うんですけども、何かそういったことを一般の子供たちの意見を取り入れるための施策として、何か考えているものはありますか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今議員から、利用しやすい環境をつくるという中で、複数の方が利用するという話もありました。基本的に複数で勉強してもらってももちろんいいんですけど、ただほかの方も静かにして勉強したい方いますので、そこはやっぱりほかの人に迷惑かかんないような、そういう部屋の使い方をしてほしいなというふうには思っているところです。飲み物とか飲食に関しても、基本的には禁止なんですけども、

そういうところは利用者の方に話を聞きながら、そこはできることは考えていきたいと思っています。そういう中で、平成27年から試行を始めてますので、同じ方が結構来てることもありますし、口コミで広がっていくことを期待はしているところです。

今いろいろ意見を聞く場がとおっしゃられましたけど、今そういう場としては特に予定はしてないんですけど、そういう利用している方に話を聞きながら集約したり、いろいろ意見を聞きながら、いろいろ改善できればというふうに思っているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) もちろん正式に何々会とか、タウンミーティングと、そういうものでなくてもいいんです。日々そういった声を聞くっていう体制ですよ。それが一番大事だと思うんです。もちろん利用してる人は、利用しているからもっといいんですけど、利用していない人の意見ももっと聞きたいですよ。じゃ、なぜ利用しないのか、もしかしたら知らないのか、知っていてもあいてるときがいつかわかんないから、じゃわからせるためにはどうしたらいいかと。それで疑問が出てくれば解決策が出てくるわけで、疑問がないうちは全然解決策、出てこないですよ。だから声なき声っていうんですかね、今来てない人の声こそが実は入ってくる人の増加につながるのじゃないかなっていうふうに思ってます。

先ほど多いときでも1日6人、僕、6人でもすごくいいかなと思うんですよ。その6人がほかにお金を使って、フードコートとか、そういったところで、マックとかで勉強するんじゃないかと、無料で冷房のきいたところで勉強できる施設があるっていうのは非常にいいことだと思うんです。これを先ほど、時間帯も日数も少しずつ拡大してるっていうことは非常に評価をさせていただきます。これも、もうちょっと、もうちょっと、だんだんだんだん試行錯誤を続けながらやっていってほしいなというのがありますし、つい先週かな、私、図書館に行ったときに、夕方5時ぐらいだと思うんですけども、女子中学生が、児童書のところに小さい椅子と机があるんですね、御存じだと思うんですけど。そこで3人ぐらいで、小さく、こうやって勉強してました。そのときやっぱり上あいてないんですね、平日ですから。試験期間でも、長期休暇でもありません。やはり学校の流れで、多分、グループワークみたいのをやってたんでしょうね。そういうのをここでやっている。そういうところを見つけて、あそこだったら座ってやれるよって、恐らく思ってたんでしょう。だから、そういう需要って絶対あるんですよ。常にあいてるところがあれば絶対来るはずなので、それが勉強の環境を整えてあげる大人の役目であって、学力の向上というのは、もちろん学校の先生、きちりやっていただけてると思いますけれども、そういった環境をつくるのは市の役割だっていうふうに思います。ぜひそういった点も含めて柔軟に、子供たちの使いやすいような施設充実を図っていただければなと思います。

以上で終わります。

○議長(中間建二君) 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長(中間建二君) 次に、2番、大后治雄議員を指名いたします。

[2番 大后治雄君 登壇]

○2番(大后治雄君) ただいま議長より御指名を受けました議席番号2番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を初めさせていただきます。

さて、まず1、文書とシステムについて。

①改元に係る当市及び市民生活への影響についてであります。

アとして、改元後の市の対応は。

次にイとして、国・都からの指導・要請は。

そしてウとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

続きまして、2、危機管理について。

①国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設へのエボラ病原体搬入についてであります。

アとして、関係行政機関からの情報提供は。

次にイとして、市の対応は。

ウとして、他自治体の対応は。

そしてエとして、課題と今後の対応につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[2 番 大后 治雄 君 降壇]

[市 長 尾崎 保夫 君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、文書と情報システムにおける改元後の市の対応についてであります。平成31年4月1日に元号を改める政令が公布され、5月1日から新たな元号として令和を用いることとされました。市としましては、改元に当たり市民生活に不都合が生じることのないよう、できる限りの準備をしておりました。その結果、大きなトラブルや混乱はなく、円滑な対応が図れたと考えております。

次に、国及び東京都からの指導・要請についてであります。改元に伴う年の表記につきましては、新元号が発表されるまで国からの通知や指示等はありませんでした。新元号発表後の平成31年4月2日付で総務省から通知が発出され、国における改元に伴う年の表記についての考え方が示されました。また、改元に伴う情報システムの改修につきましては、平成31年1月18日付で総務省から通知が発出されており、内容を踏まえて対応を図ったところであります。

次に、課題と今後の展開についてであります。今回の改元は、あらかじめ改元の日が示されておりましたことから、一定の準備ができたと考えております。その一方で、新元号の公表が改元の1カ月前であったこと、また改元に伴う元号による年表、年表示の取り扱いについて、国の方針が新元号の公表まで全く示されなかったことが、当市としての対応を検討する上で課題でありました。結果として、改元に伴う大きなトラブルや混乱が発生することなく現在に至っており、今後につきましても特段問題なく対応していけるものと考えております。

次に、国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設へのエボラ病原体搬入についての情報提供であります。当市宛てに厚生労働省等の関係行政機関から情報提供は受けておりません。国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の公開資料によりますと、海外から特定一種病原体等の分与を受けることの検討について、平成30年11月の会議で提案され、その後の施設運営連絡協議会で議論することになったとされております。

次に、市の対応についてであります。国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の傍聴を行うほか、会議開催もホームページ上で公開された会議資料などにより、国立感染症研究所村山庁舎の状況について情報収集を行っております。また、市民の皆様への情報提供は市の公式ホームページへの掲載などによって行っております。

次に、他の自治体の対応についてであります。武蔵村山市及び東京都多摩立川保健所は、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の委員として会議に参加しております。その他の自治体の対応につきましては把握はしておりません。

次に、課題と今後の対応についてであります。国立感染症研究所村山庁舎がエボラ病原体など特定一種病原体等の分与を受けるに当たり、市民の皆様の安全と安心の確保が最優先でありますことから、施設のセキュリティや検査体制などの状況把握が課題であると認識しております。今後も引き続き国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の傍聴などにより、情報収集してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1、文書とシステムについてより、それから①の改元に係る本市及び市民生活への影響についてのうち、ア、改元後の市の対応はであります。

御承知のとおり、本年4月1日に新元号であります令和が発表されまして、5月1日に改元がされたわけですけれども、今回は昨年の6月議会で伺いました改元に関する本市の課題に対しまして、改元後の影響について確認をさせていただきたいと思えます。

では、まず本市への影響はどうだったのか詳細を伺いたいと思えます。

○総務部長(阿部晴彦君) 元号の改正にかかわる本市への影響についてでございますが、市で作成する文書につきましては、期日をあらわす場合には原則として元号を使用しておりますことから、元号の改正につきましては、市に一定の影響があったと考えております。

ただ、今回の改正は、昭和から平成のときとは異なりまして、あらかじめ改元の時期が明らかになっておりました。そこで改元に当たっての準備といたしまして、市が作成する文書における改元に伴う年の表記につきましては、市として平成30年5月16日及び平成31年3月11日の2回にわたり庁内に通知をし、影響を少なくするよう努めました。通知においては、庁内における改元に伴う年の表記の考え方を示すとともに、市民向けの通知、あるいは窓口やホームページにおける申請書の年の表記について、適切に対応することを依頼いたしました。また、新元号の決定、公表の後、国から改元に伴う年表示の取り扱い方針というものが示されましたので、こちらについても庁内に情報の提供をいたしました。これらを通じて、各課においても適切な準備がとられたことによりまして、市民生活においては大きなトラブルや混乱も生じなかったものと認識しております。

○情報管理課長(山田茂人君) 情報システムにつきましては、3月以降、システム改修作業を行いまして、各課におきまして試行等を行いました。最終的に、5月1日及び5月2日に職員が確認作業を行いまして、トラブルは発生いたしませんでした。その後も、市民生活に影響するトラブルは発生しておりません。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

改元そのものがありましたので、改元という事態というか、改元という事象においては、そのものが影響をしたということでもありますけれども、昭和から平成に改元されたときと異なって、今回の改元では準備期間が多少なりともとれたच्छゅうことで、影響は生じなかったということではないということでもありますけれども、現在のお取り組みというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） 現在におきましては、試行の際には問題発生なかった6月以降に発送する通知ですね、その通知の状況確認と、引き続き他自治体の事例の情報収集を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

今までは問題がなかったけれども、これから問題の生じる可能性も、可能性っていうか、おそれはゼロではないということだろうと思えますけども。

では、次にイの国・都からの指導・要請はにまいります。

現在の国や都の計画と当市の改元の対応の整合性というのは、現状どうなっているのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 先ほど市長から御答弁申し上げましたように、改元に伴う年の表記につきまして、国からは事前の情報提供はございませんでした。このため、限られた情報の中で対応を市として検討してまいりました。新元号が発表された後の平成31年4月2日に、国の方針に関する通知が発出されました。この通知における国の考え方と、現在の当市の考え方は大きな違いはございませんが、相違点といたしましては、国は予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて令和元年度とし、当年度予算の名称は改元日以降に作成する文書においては、令和元年度予算と表示するとしております。当市におきましては、平成31年度予算を用いております。

○情報管理課長（山田茂人君） システムにつきましては、平成31年1月18日付、総行情第9号で、総務省自治行政局、地域情報政策室長から、東京都を通じて改元に伴う情報システム改修への今後の対応についてという通知が来まして、内容は改元に伴う情報システム改修への対応について、国民生活に支障が生じることのないような措置を講じることと、政府の取り組みを参考に適切な対応を実施するよう要請がありました。当市といたしましては、適切に対処し、整合性がとれていると認識しております。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

それでは今回の改元に際しまして、国や東京都から、これ前回は伺った話ですけども、何らかの財政措置は結局あったのでしょうか。また、今後についてはあるのでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） システム面におきましては、一切、財政措置はございませんでした。今後についても同様と想定されます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） わかりました。

それでは、国や東京都の本件に対する認識と、それから国は東京都からの財政面以外での対応など、もうちょっとわかる範囲で教えていただければと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 国や東京都の本件に対する認識については、わかりかねるところではございますけれども、改元に伴う年の表記の考え方について、新元号が決定する前にお示しをいただければ、より市の対応も、円滑な対応が図れたのではないかと考えております。

○情報管理課長（山田茂人君） システム面におきましては、先ほど申し上げました総務省の通知や、新元号の1カ月前の公表など、全国の自治体への共通の対応を除きますと、財政面以外におきましても、国や都からの対応はございませんでした。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

財政面は一切なく、あとは通知だけっていうことですね。わかりました。

では、次にウの課題と今後の展開はにまいますけども、本市といたしましては本件の課題をどう捉えて、どう対処していこうというふうにお考えでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） 今回は4月1日の新元号発表で、5月1日の施行ということで、ちょうどその間の時期に発送する通知書の年号選択の課題や、平成の年号が入っている申請書の課題がございます。通知につきましては、平成で発送することにその場合は統一して対処いたしました。その際には、新元号に読みかえてくださいとのお知らせの通知を同封いたしましたところでございます。また申請書につきましては、元号を入れないつくりで各課が変更していくということで、改元にも対処しやすくなるのではないかと考えております。以上でございます。

○2番（大后治雄君） なかなか西洋暦、和暦の両方の併記とか、それから元号を使わずに西洋暦を使うというような、いろんな対処法があるんじゃないかなというふうに思うんですね。各課いろいろ工夫して対処されると思うんですけども、今回の改元の対処完了に際しまして、どの程度の期間が今後かかるというふうにお考えでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 市の発出する文書における元号の表記につきましては、改元前に作成したもの、あるいはシステムから出力をしているものを除いては、おおむね新元号に対応ができているものと把握しております。また、改元前に作成した文書において、平成の表示が残っていた場合でも、その当該文書は有効であることが閣議においても明言がされております。国の法令におきましては、改元以降の年を表示しているものについて、改元のみを理由とした改正は行わないこととしております。当市の例規の改正についても、同様の考え方を持っておりますので、今後しばらくの間は改元以降の年の年の表示に、平成が残ることも考えられます。以上です。

○情報管理課長（山田茂人君） 今回、改元に伴うシステム改修の実質的な実務につきましては、事業者との契約や、その他、準備期間等を含めて約3カ月を要しました。現在、市民生活に影響するトラブルは発生してございませんが、引き続き経過を注視してまいりたいというふうにご考えております。以上です。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

基本的に当市の例規改正について、改元を理由とした改正は行わないということでありまして、これから違った意味で改正を行っていくときに、平成から令和に変わっていくというような認識だろうと思うんですね。今までいろいろと伺ってきた中で、それぞれ対処そのものはほぼ終わっているというふうな認識でよろしいかと思うんですが、例えばその中でも対処不可能な課題というのはあったんでしょうか。あるんでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） 対処不可能な課題というのは特にございませんでした。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

現時点で、トラブルは発生していないということで大変安堵をいたしました。財政措置はいろいろ通知しかなかったということで、その他の面でもほかに何もないということでは、少々驚くわけではありますが、当市の関係部局におかれましては、引き続きこの件に関して遺漏なきように、よろしく願いをいたしたいと思っております。

では、続きまして、2の危機管理について。

①国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設へのエボラ病原体搬入についてのうち、アの関係行政機関からの情報提供はにまいます。

この項目も、平成27年9月議会で伺ったものでありますけれども、いよいよ本格的にBSL4施設にエボラ病原体が搬入されて、稼働し始める可能性が生じてまいりましたので、改めて幾つか確認をさせていただきたいと思えます。

では、まず武蔵村山市、国、東京都からの情報提供に関しまして詳細を伺いたいと思えます。

○健康課長（志村明子君） 武蔵村山市、東京都、厚生労働省のいずれの関係行政機関からも情報提供はございません。国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の公開資料によりますと、海外から特定一種病原体等の分与を受けることの検討について、平成30年11月の会議で提案後、11月、3月、5月の協議会において議論し、また合わせて13回の説明会、施設見学会を開催したとなっております。

資料では、議論の概要として、特定一種病原体等の分与の必要性、情報開示、コミュニケーション、立地条件について記載されており、市民の理解が進んできたこと。東京オリンピック・パラリンピックまでの準備期間を勘案し、特定一種病原体等の分与の手続を進めたいこと。特定一種病原体等の分与に対する不安を取り除く取り組みを検討していくことが記載されていたところであります。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

例えばアメリカとかでは、いわゆるCDC——国立疾病センターですかね、そういったようなところで、こういったBSL4施設、いわゆる特定一種の病原体の扱いなんかをされてるといふふうに思えます。日本の場合は、こうやって国立感染症研究所の村山庁舎とか、ここが一番有名なところなんですかね、BSL4施設としては日本で初めて稼働するんですかね。そういったようなことだろうと思うんですけども、今後、今後っというか何ていうかな、今アフリカ大陸で、場所はどこなんですかね、スーダンとか、それからコンゴでしたっけ、何かあの辺のところで、またエボラ出血熱が発生して大流行をしているというようなことで、非常に世界的なパンデミックが危惧されてるといふようなことなんだろうと思うんです。

やはり1978年ぐらいでしたっけ、最初にそのエボラ出血熱が発見といふかされたときから比べても、世界というのが本当に非常に、ある意味、時間的に狭くなっているといふような状況でありますから、そこで発見された病原体が、そこで発生していたとしても、あつという間にヨーロッパに行ったりとか、それからあつという間にいろんなところに病原体が感染を広めていくといふようなことなんだろうと思うんです。そういった意味でも、日本でもエボラ出血熱に関しましては、世界全体でそれを何とか食い止めようといふような考えのもとで、我が国でも研究をしようといふようなことなんだろうと思うんですね。

ただ、そうは言っても、例えばやっぱり一番危惧されるのが、その病原体そのものがどの程度の安全性を持っているんだろうとか、病原体そのものが安全性っていうよりは、病原体の扱いに関してどのような安全性を持ってるんだろうとか、それから村山の感染症研究所そのものの警備体制であるとか、そういったものが非常にどうなっているんだろうといふようなところが、市民の関心になってくるといふか、これ私の関心かもしれないけどね——になってくるいふところだろうと思うんです。

そういったようなことが前提になっていて、今回のBSL4施設に関しての稼働に関して、やっぱり何かここで確認をしておかなきゃいけないなといふふうに思ったわけでありまして。

では、次にイのこれまでの市の対応はにまいますが、当市の市民への説明や情報提供はどうされているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市では、公式ホームページに、リンク先としまして国立感染症研究所、国立感染症研究所村山庁舎の感染症法に基づく大臣指定、また国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会を掲載しております。

また、国立感染症研究所村山庁舎が、一般市民の方を対象に実施するセミナーなどの事業について市報へ掲載するほか、チラシを窓口に設置し、市民の皆様への情報提供に努めております。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

市民の皆様の不安の払拭には、とにもかくにも速やかで的確な情報の提供が重要であるということ間違いのないと思いますので、今後もよろしくお取り計らいいただきたいと思います。

では、次にその後の地域防災計画等、危機管理マニュアルなどの整備の現状を伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 整備の現状というところでございますけれども、地域防災計画につきましては、最新版が平成25年3月修正ということで、ここで7年目を迎えることになりまして、現在見直しを進めてるところでございます。

この間の関連法令の改正や、熊本地震などの各種災害の教訓、また本年夏ごろに修正が予定されております東京都の地域防災計画の修正内容も踏まえまして、本年度中の見直しを予定しておりますが、エボラ出血熱等、感染症についての感染拡大防止対策等については、当面、具体化する予定はございません。それから、国民保護計画につきましては、地域防災計画の見直しの後に、見直しを進めたいと考えておりますけれども、こちらにつきましても、目的が武力攻撃事態等への対処ということで、外部からの攻撃を受けた場合の対応を前提に計画が作成されておりますことから、現状では見直しに当たっても具体化はする予定はございません。また関連するマニュアルにつきましても、現状では見直しは予定してございません。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、平成27年3月に策定しましたが、平成29年3月に組織改正に合わせて一部修正を行っております。この計画では、新型インフルエンザ等が発生した場合の危機管理体制及び発生段階を明示し、発生段階ごとに市が取り組むべき対策等を総合的に示しました。

また、平成30年1月に東大和市事業継続計画（新型インフルエンザ編）を策定し、新型インフルエンザ等が発生した場合に、限られた人員で最低限必要な行政サービスを継続させるため、新たに発生する業務と通常業務のうち、市が優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務として区分し示しました。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

防災安全課でも健康課でも、余りマニュアルの策定ということに関しては、余り積極的には行わないというようなことなんだろうと思うんですね。

では、次にウの他自治体の対応はにまいますが、現実にはBSL4施設の存在する武蔵村山市の状況というのは今どういうふうになっているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 武蔵村山市のホームページによりますと、平成30年11月の国立感染症研究所村山庁

舎施設運営連絡協議会以降、武蔵村山市の住民や自治会を対象にしたBSL4施設に係る説明会や見学会が、国立感染症研究所村山庁舎により実施されたとなっております。

以上です。

○2番（大后治雄君） それでは、国や東京都、また近隣関係自治体との連絡体制というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 平時につきましては、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の傍聴などにより、情報の把握に努めるとともに、状況に応じて国立感染症研究所村山庁舎、東京都多摩立川保健所、武蔵村山市と連絡を図ってまいります。

また、BSL4施設における災害・事故など、非常時につきましては国立感染症研究所村山庁舎が策定した災害・事故等発生時における対応マニュアルによりますと、災害・事故等発生時における緊急情報伝達先として、国立感染症研究所戸山庁舎（総務課）、厚生労働省（大臣官房厚生科学課、健康局結核感染症課）へ被災状況を連絡するとともに、武蔵村山市、北多摩西部消防署、東大和警察等へ連絡し、また被災状況を国立感染症研究所のホームページで公表するとされております。

また、災害・事故等により、村山庁舎の敷地外に影響が及ぶおそれがあり、広域に避難行動等を呼びかける必要がある場合には、村山庁舎の屋外放送設備に加えて、武蔵村山市の防災行政無線の活用を、武蔵村山市総務部防災安全課等と協議するとされております。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

1つ気になったのが、健康局結核感染症課ですかね。確かにエボラ出血熱課というのは、多分ないとは思いますが、ここで何か扱ってるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いろんな部局に対して連絡をして、それから武蔵村山市や消防署、警察と連絡した後に、ホームページで公表するというような流れなんだろうと思いますが、直接当市に対しての連絡っていうようなことはないっていうことなんでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 当市に直接の連絡をいただくということは、これまでのところなっておりません。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

では、次にエの課題と今後の対応はにまいります。

先ほど伺った内容と若干重複するんですけども、国民保護法制に基づくそのマニュアルや、新型インフルエンザに関するマニュアルでの対処ということになるかと思うんですが、当市でもさらなるマニュアルの見直しや装備の充実が、今までいろいろと伺ってきた中で必要になるかというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 先ほど申し上げましたとおり、地域防災計画、それから国民保護計画、またこれに付随する各種マニュアルの見直しは予定はしておりませんが、今のところの厚生労働省が定めております健康危機管理基本指針に基づく感染症健康危機管理実施要領などを踏まえつつ、地域防災計画におけます大規模災害における危険物事故対策を準用して、住民に対する避難勧告や指示、避難誘導、避難所の開設、情報提供、関係機関との連絡等に対処していくことになるかと認識してございます。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 福祉部におきましては、新型インフルエンザにおきまして、先ほど課長が答弁しま

したとおり、今事業継続計画、こちらのほうは作成をさせていただいております。また新型インフルエンザ等の対策におきまして、平成31年4月に厚生労働省におきまして、新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領、こちらのほうが策定されております。このことから、市では今後この要領を参考に、住民接種にかかわる対応が必要であるというふうに考えております。このため情報収集に努め、今後、調査研究をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

基本的に新型インフルエンザの対処法を準用すると、援用するというか、そういったようなことなんだろうなというふうに思います。エボラウイルスそのものの空気中での耐性っていうのは、非常に弱いついていうふうに伺っていますので、単純にそのウイルスが施設外に漏れるだけでは、感染のおそれは相当低いんじゃないかなというふうに考えられるんですが、一番危惧されるのが、当該施設がテロの対象になるということなんだろうなというふうに思うんです。したがって、当市のみではもう間違いなく対処不可能な部分も多く出てこようかと思えますので、引き続き国や東京都の動向を注視しつつ、武蔵村山市初め関係部署と連絡体制を緊密にいたしまして、必要とあれば新たにマニュアル等の作成も、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、最後に改めまして市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 御質問につきましては、まず文書システムということで、特に改元についてということでございます。改元につきましては、昨年、御質問いただいております、その御質問の答弁は、公表から施行まで極めて短時間であるが、市民生活に不都合が生じることのないよう、万全の対応をとってまいりたいというふうに答弁させていただいたわけでございますけど、ここで改元から1カ月余りたちますけども、おかげさまでというか、現時点では特に大きな問題もなくいくと。そして、これからも万全を尽くしていくよう、しっかりと対応していきたいと、そのように考えてございます。

それから、2点目は危機管理ということでございます。特に今回はBSL4ということ、エボラということでありますから、私どものほうとしては危機管理ということで、新型インフルエンザへの対応だとか、火山だとかっていう事で、これからどんどんその危機管理っていう考え方っていうか、ふえていくんじゃないかなと思っております。そういった意味では、危機管理を含めた地域防災計画、修正を考えて今進めているわけでございますけども、そういった中で今言ったような内容のものも含めて、今後、実践的な対応というふうなことを前提に修正を加えていければと、そのように考えてございます。また、これからもいろんなところで危機管理という考え方が出てくるかなと思っておりますけども、やはりあくまでも実践、計画だけではなくて実践的な考え方をしっかり持ったその計画をつくっていくということで、市民の皆さん方の安全安心へ、期待に応えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○2番（大后治雄君） 市長、どうもありがとうございました。

今回、伺いました2つの項目、改元と病原体の搬入につきましては、市民生活に本当に影響がないように、これまでと同様、今後もしっかりとしたお取り組みをお願いしたいと思っております。

以上で、私の今回の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（中間建二君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、保育園・学童保育について。

①保育園について。

ア、待機児童の現状と幼児教育無償化による影響は。

イ、東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果をどのように施策に反映するのか。

ウ、幼児教育無償化と保護者負担について。

エ、今後の課題は。

②保育士確保策について、現状と今後の課題は。

③学童保育について。

ア、待機児童の現状は。

イ、保護者負担について。

ウ、今後の課題は。

2、小中学校体育館のエアコン整備について。

①平成31年第1回定例会からの進捗と今後の課題は。

3、社会教育について。

①社会教育施設のあり方に対する市の認識は。

②地方分権一括法改定による影響は。

③公民館使用料について、現状と市の認識は。

④今後の課題は。

4、スケートボードパークの整備について。

①整備の必要性に対する市の認識は。

②今後の課題は。

壇上での質問は以上としまして、再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、保育園の待機児童の現状と幼児教育無償化による影響についてであります。保育園の待機児童は平成31年4月1日現在48人です。向原第二保育園を開園いたしました。当市におきましても都市部の保育士、人材不足の影響により、これまでどおりの受け入れ人数の確保ができず、前年同月に比べ24人ふえたものであります。幼児教育無償化による影響につきましては、今年度の保育園入園申し込みにおいて、2歳児の申し込みがふえている状況でありますので、幼児教育無償化の影響の可能性も考えられるところであります。

次に、子ども・子育て支援ニーズ調査結果の施策への反映についてであります。現在、子ども・子育て支援ニーズ調査結果につきましては、分析をしているところであります。今後、課題等を抽出し、子育て家庭が安心して子育てができる切れ目のない支援体制の構築を目指し、市を取り巻くさまざまな状況を勘案しながら、

より効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、幼児教育無償化と保護者徴収金についてであります。幼児教育無償化は利用料が無償化の対象となり、給食費や延長保育料などは対象外となります。保護者からの徴収金につきましては、基本的に現在徴収している額を超えることはないものと考えております。

次に、今後の課題についてであります。都市部の保育士、人材不足により、施設整備量に沿った受け入れができない状況や、幼児教育無償化による保育需要の掘り起こし、事務の複雑化などの課題があると認識しております。

次に、保育士確保策の現状と課題についてであります。保育士確保につきましては、処遇改善加算などによる福利厚生の上昇を図るとともに、保育施設に対しまして人材確保などに向けた補助を引き続き実施してまいります。また平成31年度におきましても、保育士募集のための相談会を年に2回開催することとしております。課題につきましては、これらの支援策を実施しても、都市部における保育士不足の解消は困難であり、需要に見合った人材の確保は非常に厳しい状況にあることであると考えております。

次に、学童保育所における待機児童の現状についてであります。国等への報告の基準日となります令和元年5月1日現在11人です。

次に、学童保育所における保護者負担についてであります。学童保育所の利用に当たりまして、保護者の方には育成料及び間食費を負担していただいております。本市におけます育成料につきましては、東京都内26市の平均より低い状況にあります。このことから今後も厳しい財政状況を踏まえ、引き続き第5次行政改革大綱推進計画の取り組み項目として、見直しの検討をまいりたいと考えております。

次に、学童保育所における今後の課題についてであります。保護者の働き方も多様化に伴う保育ニーズの適切な把握、嘱託員及び臨時職員の人材不足、保護者からのサービス向上の要望等への対応が課題であると考えております。

次に、小中学校体育館への空調設備の整備についてであります。実施設計委託料につきましては、本会議において補正予算の議決をいただいたところであります。今後、実施設計委託を進めてまいります。学校体育館への空調設備の整備を進めるに当たっては、補助制度を活用することで、市財政の負担軽減が図られるところではあります。なお多額の費用が見込まれております。そこで、緊急防災・減災事業債を活用し、財政負担の平準化を図ってまいりたいと考えております。なお、緊急防災・減災事業債を活用できる要件が整わない場合には、計画の見直しも今後の課題となるところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、社会教育施設のあり方に対する市の認識についてであります。社会教育施設は市民の学習活動の拠点となる施設であり、公民館を初め図書館、博物館などがあります。児童から青年、成人、高齢者に至るまでの全ての市民の皆様が、生涯にわたって学習や研修、趣味などに取り組み、楽しむことができる大変重要な施設であると認識しております。

次に、地方分権一括法の改定による影響についてであります。令和元年5月31日に成立しました第9次地方分権一括法には、教育委員会が所管することとなっている公民館や図書館などの社会教育施設を、地方公共団体の判断により市長部局へ移管することができるという内容が含まれております。今後、成立した法律による影響や効果、メリットやデメリットについて研究してまいりたいと考えております。

次に、公民館使用料の現状と市の認識についてであります。公民館使用料の現状につきましては、東大和

市公民館条例第10条に基づき、社会教育法第20条以外の目的のために、公民館を使用する場合は使用料を徴収し、館長が特別の事由があると認めた場合には減免できることになっております。また現在、第5次行政改革大綱推進計画に掲げる取り組みの一つとしまして、使用料、手数料等のあり方を検討しております。受益者負担の適正化を図るため、市の現状や他市の状況等を参考に、引き続き検討を進めてまいります。

次に、今後の課題についてであります。当市の社会教育施設につきましては、建築から40年以上を経過している施設もあり、計画的な修繕や工事が課題となっております。平成31年度は、中央公民館では外壁改修工事、屋上防水工事及びホールの天井改修工事を実施し、中央図書館では外壁等改修工事のための実施設計を行うなど、利用者の安全性の確保、利便性の向上に努めてまいります。

次に、スケートボードの滑走ができる施設の整備に対する市の認識についてであります。スケートボードは東京2020オリンピック競技大会から、新たに正式競技として採用されるスポーツであります。今後、東京2020大会の開催の機運の高まりとともに、競技人口が増加することが想定されますが、場所の確保や整備費等の理由から、現在スケートボードが滑走できる施設を整備する予定はありません。

次に、今後の課題についてであります。市では公共施設等の老朽化対策が大きな課題であると認識しております。そのため、スケートボードの滑走ができる施設を新たに整備することは、限られた予算の中において非常に難しいものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 小中学校体育館への空調設備の整備についてであります。空調設備の整備に向けた実施設計委託料について、本議会において補正予算を計上させていただきました。議決いただいたことから、実施設計委託を進めてまいります。学校体育館への空調設備の整備を進めるに当たっては、補助制度を活用することで、市財政の負担軽減が図られるところでありますが、試算ではなお多額の費用が見込まれているところであります。そこで、令和2年度までの期限つきではあります。緊急防災・減災事業債の活用を行い、財政負担の平準化を図ってまいりたいと考えております。緊急防災・減災事業債は、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災のための事業を対象とするものであり、国庫補助の支援がない場合に活用できる制度であります。仮に国庫補助の支援がありますと、緊急防災・減災事業債が活用できなくなり、国庫補助と東京都補助の歳入のみでは財源の見通しが立たず、計画の見直しも必要となると考えております。引き続き国庫補助の動向に注意してまいります。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時51分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問を行います。

この待機児童の問題に、まず最初に保育園と学童保育について、まず保育園から伺いますけれども、保育園の待機児童の現状と幼児教育無償化の影響についてお伺いしますけど、この場でも何度も待機児童については定期的に取り上げてますけれども、本当に保護者の方からすれば、今後の人生設計に大きくかわる本当に深

刻な問題だと思しますので、今回も取り上げさせていただきます。詳しく聞かせていただきたいと思ひます。

まず旧定義ですね、実際に保育園に入れなかった待機児童数、そのお子さんの数についても年齢ごとに教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 平成31年4月1日に、保育園に入りたいということで希望をした方で、入園決定できなかった方ということで、ゼロ歳児が17人、1歳児が57人、2歳児が30人、3歳児が3人、4歳児が1人、5歳児は0人、合計108人でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 去年も同じ、この6月のときに同じことを質問したかと思うんですけども、その際たしか102人ということだったと思ひますので、100人強ぐらいの人数でことしもいらっしゃるということだと思ひます。

市長答弁の中では、保育士不足の影響でこれまでどおりの受け入れができなかったということでしたけれども、実際にこの待機児童数にどのぐらいの影響があったのか、市内の保育施設の定員数を満たすために、必要な保育士の人数が何人になるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 前年度の受け入れ人数をもとに試算いたしますと、待機児童数は48人からおおむね10人程度になったものではないかと考えております。そのためには、保育士は17人以上必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 17人以上ということで、大変不足してるなというふうに、大変深刻な問題だなというふうに思うんですけども、保育士さんの確保については後の質問、後のほうでも項目を設けてますので、そちらでも行いますけれども、主要な施設整備を行っていくことも求められると同時に、この深刻な保育士不足、保育士の確保問題も同時に解決しないと、待機児童は解消できないということが改めてよくわかりました。今年度の施設整備の予定につきましては、前回の議会でも確認をさせていただきましたけれども、変更などあるかどうかということも含めて、改めて年齢別に定員数の予定を教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 31年度につきましては、谷里保育園の増築整備、また今後、都有地を活用した保育施設の整備を予定しております。

平成31年度分の谷里としましては、ゼロ歳が2人、1歳が1人、2歳が2人、3歳以上は各2人ということで、合計11人増ということで予定してございます。また都有地につきましては、今後、公募により提案をいただくこととしておりますことから、定員増の見込みについては現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 都有地を活用したこの認可保育園整備についても、今進捗どのようになっているのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 都有地を活用した保育施設につきましては、現在、東京都水道局と調整をしているところでございます。現状の段階としては、まだ宿舎が残っております。こちらの解体に向け、準備を進めているというふうに東京都から報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

それで、2歳、この待機児童数、年齢ごとの見ましても、2歳の申し込みがふえている状況があるというこ

とでしたけれども、この理由、背景ですね、どのような理由によるものだと考えられるのか、市の認識を教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** 保育需要につきましては、女性の社会進出等、さまざまな要因が関係しているため、一概に無償化による影響ということでは申し上げにくいんですが、無償化によって、これまで乳幼児期は家庭で保育していいよというふうに考えた方も、就労を希望して安心して預けられる保育園を、申請に至ったという可能性も考えられるんじゃないかというふうに思います。また29年度から、育児休業給付の支給期間が2歳までというような延長になったと。これにより、2歳から申し込む世帯がふえた可能性もあるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 保育需要の動向につきましては、私も原因は一つ、原因というか、いろんなさまざまな要因があると思います。賃金が上がらないことですか、非正規で働く労働者がふえているということをや因として、共働き世帯がふえているということですか、御答弁ありましたように幼保無償化、さまざまなことが影響しているというふうに思いますけれども、それでも今後しばらく需要はふえていくというふうに私は思っています。そうした背景のもとで、市が子育て世帯の要望にどう応えていかってことが、今後ますます問われてくるかというふうに思いますので、次の項目に移りたいと思います。

イの東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果についてであります。

ニーズ調査の結果については、私も冊子、読ませていただいたんですけども、前回と比べても調査の項目が格段にふえてまして、保護者だけじゃなくて、お子さんからも広く調査を行ったということで、こちらについては高く評価をしています。今回は保育園に関することについての質問に限らせていただきますけれども、調査の結果、ああいう冊子ができまして、現在分析中ということなんですけれども、いつごろまでに課題の抽出を行ってニーズ調査の結果を施策に反映していくのか、今後の進め方について教えてください。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 令和元年7月初めには課題を確定いたしまして、その後、課題の解決に向けた施策、ニーズ量等を検討いたしまして、計画の骨格を固めまして、計画の素案を本年8月下旬に開催予定の東大和市子ども・子育て支援会議に諮る予定としておるところでございます。その後、計画の素案につきましては、本年12月ごろには、議員の皆様へ情報提供いたしまして、パブリックコメントを経まして、令和2年3月中に第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画を含めました東大和市子ども・子育て未来プランとして策定したいと考えてるところでございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** このニーズ調査に答えてくださった方っていうのは、私この前回のとき、たまたま当たりまして私も答えた経緯があるんですけど、そのときもかなりボリュームがあったので、一生懸命答えたんですけど、今回それよりも、さらに物すごく項目いっぱいありまして、答えた方としては、やっぱり自分が時間を、かなり時間かかると思うんですよ、答えるの。それに対して、市がどういうふうに今後やっていくのかなっていうのは、すごく興味を持ってらっしゃると思うんですけども、この課題の抽出結果だとか、進捗を市民に対して公表していく機会っていうのはあるんでしょうか。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 市民の皆様への公表につきましては、子ども・子育て支援会議の会議録は毎回公表しておりますし、議事録において確認をしていただけるようにしております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ、答えた方たちがどうなったのかなと思ったときに、すぐアクセスできるような形で、進捗のほうも公表していただきたいというふうに思います。私もすごく膨大な調査結果でしたので、詳しく分析したということではないんですけども、先ほども申し上げましたが、保育需要、まだ今後しばらくはふえていくものだというふうに思います。先ほど幼保無償化の影響ということも御答弁ありましたけれども、市は今後の保育需要がどのように推移していくと考えているのか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 全国的に人口減少は進んでいるところでございますけれども、長期的には保育園を必要とする若い世帯は漸減していくものと想定しております。しかしながら、今回のニーズ調査では、未就学児の母親で就業していないという割合が、前回の平成25年度に比べまして10%近く減少してると。40.6%だったのが31.4%というような結果が出ておりますことから、今後、当市におきましても女性の就業率がますます高まることや、令和元年10月から開始される幼児教育無償化が、潜在的な保育需要を掘り起こすと言われておりますことなどから、当面は保育園の需要につきましては、引き続き増加傾向にあるのではないかというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 市としても、増加傾向にあるっていうふうに考えておられるということですので、やはりさらなる施設整備の検討が必要だと思います。前議会か、その前だったかな、私も言ったんですけども、保育、幼児教育無償化になったのに保育園に入れないっていうことになりまして、今でも不公平感ある中で、さらに保護者の中の不公平感と、またそれによって分断が起きるっていうことも心配されますので、ぜひ施設整備、計画的に進めていきたいというふうに思うんですけども、先ほど御答弁ありました今年度整備予定の園舎の増築、そして都有地を活用した施設の検討のその先には、現時点でどのようなビジョンを持っているのか教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今後、市の財政状況を勘案しながら、待機児童ゼロを目指して引き続き施設整備や保育士の人材不足、人材確保などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 冒頭にも申し上げましたけど、本当に待機児童、深刻な問題ですので、待機児童ゼロに向けて引き続き強力に進めていただきたいと思います。

保育士確保については、この後の項目で取り上げます。

続きまして、ウの幼児教育無償化と保護者負担についてということに移りたいと思います。

特にこの無償化にかかわって給食費が、今度、実費負担になるということで、前議会でも詳しく取り上げましたけれども、その後、主食費、これまで東京都が負担していた主食費について、何か進捗があれば教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 現在までのところ、給食費に係る東京都からの別途補助等の通知は届いていないところではございます。ですが、7月には説明会が予定されているというところで、その中で何か聞けるかどうかというところだと思います。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 前議会の御答弁では、仮に主食費に対する負担がなくなって、この実費徴収が7,500円となった場合は、市内でも、試算ですけど、その前議会の時点での試算ですけども、216の方が無償化によって保育料は払わなくてよくなるんだけど、新たなその食材費、給食費っていう実費負担ふえるという

ことになると。そういう今まで払っていた保育料よりも、その7,500円の給食費のほうが高くなってしまっている。そういう試算だったかと思うんですけども、この方たちについて少なくとも差額を市が負担するなど、今までの保育料を超えないようにしていただきたいということを要望したんですけども、その後、検討はされたのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 今現在は、保育料の額を超えるようなことはないようにというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ、無償化になって、今まで払ってた保育料、高くなったっていうのは、本当に保護者してみれば納得いかない話だと思いますので、ぜひしっかり対応していただきたいと思うんですけども、具体的にはどのような対応を考えているのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 今後予定されております東京都の説明会、また他市の状況等を勘案しながら、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） よろしくお願ひいたします。

次なんですけど、6月1日の市報にも幼保無償化についての情報が掲載されていたかと思ひますけれども、ここには給食費の保護者負担については書かれていなかったように思ひます。今後、保護者に対する、まだそういう無償化って聞けばただになるのかなって思ひ方も多くいらっしやると思ひますので、今後、保護者に対する丁寧な説明が必要だと思ひますけれども、どのように行っていく予定なのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 無償化につきましては、国のほうでもまだ固まっているような状況ではないという中で、間もなく制度が開始されるという中で、当市においては概要を市報、ホームページで既にお知らせしておりますが、随時、情報を更新させていただきます。また窓口等でチラシ等の配布、園を通じて各世帯、各戸への案内を送付する、そんなような準備を今進めているという状況でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今後、市に対して直接園を通さずに、相談ですとか質問等を寄せられるってことも考えられると思ひますけれども、その場合はどのように対応するのか、その辺についても教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 先ほどの繰り返しにはなるんですけども、市報やホームページ、こちらのほうは随時更新をさせていただいております。また窓口でのチラシ配布、また園を通じて利用世帯に、各戸に届くように案内を送付するなど、工夫していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 窓口で直接いらっしやる方ですとか、電話で問い合わせされてきた方に対しては、ぜひ丁寧な説明をしていただきたいというふうに思ひます。

保護者にとって見れば、これまで主食については実費負担がなかったわけなんです。副食費については保育料に含まれていたということで、実費としては払ってなかったのに無償化になってなぜ新たな負担がふえるのかっていう、そういうことをおっしゃってる方、周りにも多数いらっしやると思います。今回、市が現在の保育料を超えることがないようにするっていう方針をとってることに対しては評価をいたします。ぜひ国や東京都に対して、必要な財政負担を求めると同時に、市としても保護者が無償化っていうことを実感できるように、引き続き具体的な対応についての検討をお願いいたします。

続きまして、エの今後の課題はというところに移ります。

市長答弁の中で、今後の課題として幼保無償化による事務の複雑化ということを挙げられたんですけども、もう少し具体的に教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 事務量の増加、複雑化が見込まれる新たな事務といたしましては、認定事務と施設利用給付であります。新制度、未移行園と言われている幼稚園や認可外保育施設等に通園する児童に対し、施設等利用給付の対象になるため、新たに認定雇用を行う必要がございます。またこの施設等の利用給付の給付方法については、保護者への概算払いか、施設での代理需要かが施設によって異なるなど、事務が複雑となることを想定してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 認定事務ですとか、その施設等の利用給付の事務がふえるということで、私もいろいろ資料を見ますけど、本当にこの幼保無償化の制度、複雑な制度になっているかと思います。子ども・子育て支援新制度も本当に複雑化された、保育制度が複雑化されたと思うんですけども、それがさらに複雑化するものだと思ってまして、市の担当課にとってもかなり業務量増加が懸念される場所ですし、各保育施設においても、給食費の徴収業務っていう大きな業務負担がふえるものであると、多くの保育関係者が問題を指摘しています。

無償化につきましては、世界を見ても当然の流れだと思いますし、推進するべきという立場なんですけれども、一方で今回の制度では、保育の一環である給食費が実費徴収されるという大きな問題点を抱えていると認識しています。また制度の複雑化によって、市の担当課や保育施設の業務負担がふえるということに対しては、私は国が責任をもって必要な人員配置をするべきだと考えています。特に保育士さんの確保については、本当に大変深刻な状況にあるということがわかりましたので、次の項目に移りたいんですけども、この保育士の確保ということについても、これまで何度もこの場で取り上げてるんですけども、今回、施設に見合った定員を受け入れるには17人以上必要だということで、これ1園だけの問題じゃないのかなというふうに思ったんですけども、市内何園で保育士さん足りない状況になるのか、もしわかれば教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 保育士の足りない園につきましては、ざっくりではございますが、5園程度が足りていないと。足りてるところも、実際問題はもういっぱいやっておりますので、さらに1人、2人っていうのは欲しいところではございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そういう状況で、本当に聞けば聞くほど深刻だなというふうに思うんですけども、市でもこの間さまざま保育士さんの確保について努力を続けているということは認識してるんですけども、今年度新たな確保策として考えていることがあれば教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 新たなというと難しくなるんですが、これまで実施していましたキャリアアップ補助や住宅への補助、市独自の駐車場補助など、処遇面での補助、また保育補助者雇上などによる業務面での支援を引き続き着実に実施するとともに、保育園長会と共同開催する仕事の説明相談会の実施など、保育士の確保及び離職防止のため、施策を引き続き進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この場で保育士確保の問題について取り上げるとき、毎回申し上げていると思うんで

すが、私は本当に国において公定価格と保育士配置基準というものも抜本的に改善して、保育士さんの賃金を大幅に引き上げることと、あと労働環境、この改善を図らない限り、保育士不足っていうのは今後も解決されないのではないかとこのように思っています。市独自の今、御答弁いただいたような対策を今後も進めていただくと同時に、引き続き国に対しても市から要望を続けていただきたいと思いますと思うんですけれども、この点についての市の考えをお聞かせください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、これまでも東京都市長会を通じまして、国への施策、予算への要望といたしまして、保育士の賃金改善や、研修体制の充実などを要望してるところでございます。引き続き26市でそういった要望をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市民の一番近くで、実態が一番わかっている市町村が、そうやって声を上げていくっていうことは本当に大切だと思います。ぜひ御一緒に、私も国と一緒に動かしていきたいなというふうに思っていますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、③の学童保育について、まず待機児童の現状と今後の課題について伺います。

市長答弁では、全体で学童保育の待機児童数11人ということでしたけれども、クラブごとの待機児童数についても学年ごとに教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） クラブごとに待機児童を申し上げますと、あと学年ごとですね。第五クラブが1年生1人、2年生3人、3年生1人、4年生1人で計6人。第七クラブが2年生1人、3年生3人、4年生1人で計5人。合計11人となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今年度からランドセル来館に直接申し込むことが可能になったということで、かなり待機児童数、減ったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、学童保育の待機になっている、今御答弁のあったお子さん方が、学童入れなかったの、じゃやっぱりランドセル来館に行くっていう、そのことも可能だと思うんですけれども、この希望する学童クラブに入れなかったお子さんたち、お子さんというか保護者の方に対して、そうした説明はされているんでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 待機になった御家庭に、ランドセル来館の一時利用という形で御案内してございます。実際利用するかどうかはそれぞれ、これまでもそうなんですけれども、これまで同様、利用者の方の判断になっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ランドセル来館に直接申し込みもできるけど、そこは学童のほうで待機児になった子ども、ランドセルのほうに希望すれば行けるっていうことで、柔軟に対応していただいているなというふうに思います。

やはりランドセル来館への直接申請ができることになったことが、この待機児童、昨年同様の質問した際には104人でしたっけ、そういう御答弁だったと思いますので、11人ということでもかなり人数減りましたので、理由としましてはやはりこのランドセル来館へ直接申請ができることになったことが大きいということだと思いますけれども、その点についての市の認識を伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童保育所とランドセル来館事業のどちらか利用しやすい方を、今年度より選んで申請できるように事業の見直しを行いました。その結果、ランドセル来館事業を選択する方がふえたことで、

学童保育所を必要としている方が入所しやすくなったと認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 保護者の方が御家庭の事情というか、ニーズに合った申し込みがそれぞれできるってことはよかったと思うんですけども、その一方で、ランドセル来館、今まで学童保育を利用されてた方が、かなりランドセル来館のほうに移ったんじゃないかというふうに思うんですけども、ランドセル来館の今、受け入れている人数についても教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 令和元年5月1日現在の人数で申し上げますと、ならはし児童館59人、かみきただい児童館45人、むこうはら児童館35人、なんがい児童館71人、きよはら児童館16人、さくらがおか児童館24人。第二小学校21人、第四小学校41人で、合計312人の登録となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） かなり多くのお子さんがランドセル来館に登録しているということで、特にならはし児童館で59人、なんがい児童館で71人というのは、これ当然一度に入り切れる人数ではないと思いますので、詰め込みっていう心配が出てくるかと思います。

放課後子ども教室ですとか習い事などに行くケース、毎日利用しない方も一定いらっしゃると思いますので、今のお子さんが一度に来館するっていうことはないのかなというふうに思うんですけども、1日の平均的な児童数が何人になるのか。また、多い日で何人の児童数になったのか、これもランドセル来館ごとに教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 4月、5月の2カ月間の利用状況で申し上げます。

1日当たりの平均利用者数ですが、ならはし児童館27人、かみきただい児童館13人、むこうはら児童館15人、なんがい児童館25人、きよはら児童館5人、さくらがおか児童館10人、第二小学校9人、第四小学校16人となっております。

次に、2カ月間の中で一番利用の多かった日の利用者数についてですが、ならはし児童館42人、かみきただい児童館26人、むこうはら児童館27人、なんがい児童館41人、きよはら児童館10人、さくらがおか児童館17人、第二小学校14人、第四小学校22人となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 児童館には、ランドセル来館の子以外にも、普通に遊びに来る子っていうのも当然いると思いますので、やっぱり安全面ということを考えますと、ランドセル来館にも受け入れ定員の設定ですとか利用調整ですとか、また放課後子ども教室ももっと拡大するとか、何らかのそうした対応が必要になってくるのではないかと思うんですけども、市の認識を教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、児童が安全・安心に放課後を過ごせるその居場所の1つとして、まずランドセル来館の定員は設けなくて広く受け入れていきたいと考えております。今後でございますけれども、児童数の推移とか、あと利用者の意向率なども踏まえまして、必要とされる見込み量の確保を推計いたしまして、国が示しております新・放課後子ども総合プランなども踏まえながら、施設整備等も含めた検討を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 放課後もそうなんですけれども、夏休みですとか長期休暇の際は、そこでお子さん1日を過ごすわけですから、やっぱり余り大量になってくると、本当に心配な人数だと思います。安全面という

のはもちろんですけども、子供たち多くなればなるほどトラブルっていうのはやっぱりふえてくると思えますし、安全はもちろんとして児童の健やかな発達を保障するという点からも、また児童館の職員の負担という点からも、適正な受け入れ人数っていうのは検討する必要があると思えます。その点について、認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 議員がおっしゃるように、安全安心っていうその放課後の居場所としての安全安心を確保するとともに、実際に事故が起きない安全ということも大変重要であるということは十分認識しております。市といたしましては、さまざまな放課後の居場所ですね、児童館、学童保育所、それから放課後子ども教室で、国は学校施設の積極的な利用を今後も引き続き進めるといようなことも、その放課後子ども総合プランの中で国のほうは計画をしておりますことから、市といたしましてもそういったところも勘案しながら、さまざまな施設整備を含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今後のことです。先ほど保育のところでも、保育需要ふえていくんじゃないかということで御答弁ありましたが、保育需要がふえるってことは、その子供たちが学童に行くっていう子が多数かなというふうに思いますので、やはり学童保育、ランドセル来館、放課後子ども教室でいろいろ市の施策、事業ありますけれども、いずれにしてもまだまだ子供、利用したいってお子さんふえていくと思いますので、学童保育の待機児童も減ったとはいえゼロにはなっていないわけですし、学童保育所そのものも、そのものの施設整備も私はまだ必要だと思います。

学校施設を利用したっていうことで、これまで私もその点については、学校内の空き教室ではなくて、学校敷地内に独立した学童保育所の施設、つくってほしいということ、たびたび要望もしてまいりましたが、引き続きそういうことを踏まえまして、安心・安全ということはもちろんですけども、子供たちの発達を保障するっていう、このことを一番、それが一番大事なことだと思いますので、その立場に立って引き続き施設整備の検討をお願いしたいと思います。

続きまして、イの保護者負担についてに移りたいと思います。

こちらについても、平成30年の第4回定例会で取り上げてお伺いしましたがけれども、その後の検討状況について教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 平成30年第4回定例会後から、現時点までにおいては特に新たな検討は行っておりません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 新たな検討を行っていないということですので、要望にとどめますけれども、子育て世帯にとって本当に教育費の負担、大変重いものになっています。幼保無償化や高等教育無償化の必要性、ますます高まっているという中で、学童保育の育成料だけが値上げされるというようなことのないように強く要望いたします。

続きまして、ウの今後の課題はについてです。

学童保育指導員の人材不足の解消については、どのような施策が必要だと考えているのか教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 市報等による市内を中心とした人材募集だけではなく、ハローワークを利用した市外の方々への募集も行っているところでございます。ただ、現状としては、まだ不足しているところでございます。引き続き市報等で募集するとともに、ハローワークを通じて市外の方々にも働きかけていきたいと考

えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） こちら指導員のほうでも、やはり人材不足っていうことがあるということで、私はやっぱりこの背景には処遇の低さっていうことがあるというふうに思っています。

国においては、先般、地方分権一括法成立しまして、学童保育指導員の配置基準が従うべき基準から参酌基準に変更されるということもありました。当市でも嘱託員、臨時職員という待遇で募集をしてるんじゃないかと思えますけれども、指導員の方の労働環境を整えるっていうことが、ひいては子供たちの安全ですとか、子供たちの最善の利益を保障するっていうことにつながっていくと思えますので、この指導員の方の処遇改善、しっかりした待遇で働いていただくっていうことを進めていただきたいと思いますと思うんですが、この点についての認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 嘱託員等の働く時間等につきましては、ほかの部署の嘱託員と同様に、週30時間の勤務となるように、年間での勤務体系を組み立てております。勤務時間につきましては、柔軟な対応も図っているところでございます。市といたしましては、学童保育所の施設の構造上、難しい面もございませけれども、引き続き魅力ある仕事になるように、そういった労働環境を含めてさまざまなところも整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 実際に働いてる方からも、学童保育って午後からっていうか、子供たちの放課後っていうことで、時間がちょっと普通のお仕事と違う、普通のというか、一般的な朝から始まって夕方っていうのとちょっと違うところもありますので、実際働いていらっしゃる方々から、どういった働き方が望ましいのかってというような、そうした要望を聞きながら進めていくっていうことも含めて、引き続き労働環境の改善に努めていただきたいと思います。

続きまして、学童保育と放課後子ども教室の連携ですね。ランドセル来館が児童館で行われてるってこともあって、自然と連携が行われてるってこともあると思うんですけども、これらのことを今後さらに強化していくっていう、そうした御答弁だったかなと思うんですけども、そういう認識でいいのかどうか確認はさせていただきます。

○青少年課長（新海隆弘君） 子供たちが安全・安心に過ごせる放課後の居場所づくりとして、各事業の連携の充実ですとか、運営等での工夫などを図っていきたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 学童保育所と放課後子ども教室の連携についても、保護者の方や実際学童を利用してる子も、放課後、行きたいということをよく聞きますので、大変要望が多いところだと思うんですけども、今年度、新たに連携を行う予定っていうのはあるんでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 新たに連携を実施する具体的な場所はまだ決まっておりませんが、学校長等の御理解と御協力をいただきながら、全ての地域での連携が実現するよう、引き続き調整等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

学童保育については、運營業務の委託の方向性も示されました。まだ説明を受けてない状態ですので、この

点についての質問は行いませんけれども、昨日の代表質問に対する御答弁でも、子供たちが心身ともに健やかに育成できるよう、適正な運営を確保した上で進めるということでした。運営委託ありきではなくて、子供たちにとって何が最善なのか、子供たちの発達を保障するっていうことを大前提とすることを強く要望いたします。

以上で、この項目については終わりにさせていただきます。

続きまして、小中学校体育館のエアコン整備について伺います。

①の31年第1回定例会、前回の定例会からの進捗と今後の課題はというところですけども、市議会初日の補正予算の際にも御答弁で、緊急防災・減災事業債、活用していくってこと御答弁がありました。私この緊急防災・減災事業債については、これまでも提案をさせていただいてまして、その理由としては、御説明してましても、都補助など活用した後で市の負担分というのは当然残るわけですけども、その市の負担分の100%が起債で来て、その中の70%が地方交付税措置されるということで、大変有利な制度だということで提案をさせていただいてました。この緊防債の活用を検討されている、そういう方向性であるということで大変うれしく思っています。

何点かちょっと確認、補正予算の際にも質疑しましたので、同じことは聞きませんが、ちょっと何点か聞きたいと思います。

この緊防債ですけども、その従来の国庫補助の支援があると使えなくなる、併用はできないという制度になってると思いますが、この国庫補助の採択の見込みなど、現時点、動向についてどのように認識をされているのか教えてください。

○**建築課長（中橋 健君）** 現時点での動向につきましては、これまで全国の小中学校の普通教室及び特別教室のエアコン設置状況につきましては、平成30年9月1日現在でございますが、全国で49.9%となっております。こういったことから、国はさらに整備を進めるということで、教室のエアコン整備を優先して取り組んでいると認識してるところでございます。

ちなみに、平成30年度に第1次補正予算で、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金ございましたが、こちらにおいての内定を行った空調設置事業につきましては、普通教室及び特別教室の新規整備に限定したと示されているところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 私も最初に御提案したときか、ちょっと前回だったか忘れちゃったんですけども、国庫補助のほうは普通教室のほうにもかなり使われちゃうんじゃないかというような、そういうことも申し上げたとおりです。やはり全国のこの設置状況を見ますと、そちらのほうを優先させたいという、そういう傾向があるのかなというふうに思ってます。この緊防債については、令和2年、来年度までという期限もありますので、この判断のタイミングを適切に見定めるということも必要だと思うんですけども、この判断のタイミングってというのがいつごろになると考えているのか教えてください。

○**建築課長（中橋 健君）** 判断のタイミングといたしましては、国庫補助の内定につきましては、例年、5月の連休前後に結果が通知されますことから、現在のところこの結果を待つて判断したいと考えています。具体的には令和2年度の1月、5月ごろということになるかと思えます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 緊防債の状況についても、私もちょっと総務省のほうに確認をしてみたんですけど

も、予算という扱いではなくて、計画額という扱いになっていて、昨年度はその計画額が5,000億円あったうちに、3,000億円ちょっとぐらいの申請があったということでした。

計画額であることから、この金額を超えても対応が可能ということも話してまして、ぜひ使ってくださいということをおっしゃってました。今後もしっかり市においても情報収集をしていただいて、来年度中に市内全ての学校体育館のエアコン整備ということで、補正予算の際にも御答弁ありましたけれども、着実に進みますようよろしくお願いいたします。

この項については、以上にさせていただきます。

続きまして、社会教育についてに移りたいと思います。

まず社会教育施設のあり方に対する市の認識はというところで、市長答弁では全ての市民が生涯にわたって、学習や研修、趣味などに組み楽しむことができる大変重要な施設であるということでした。生涯にわたって教育を受ける権利を保障する、それが社会教育施設であるというふうに思います。しかし、今の社会教育にかかわる法律改定が行われまして、これまでの社会教育ですとか、社会教育施設のあり方が変えられようとしているという、そういう情勢がありますので、今回この項目を取り上げました。

当市にも5つの公民館、3つの図書館、郷土博物館、（仮称）郷土美術館、旧日立航空機変電所など、さまざまな社会教育施設ありますけれども、今回は特に③のほうでも取り上げます公民館について、質問をさせていただきたいと思います。

ことしの3月まで——4月までなのかな任期としては、2年間、公民館の運営審議会の委員もさせていただいたんですけども、その中でたくさんの学習もさせていただいて、公民館の歴史についても学ぶことができましたんですけども、この三多摩地域の公民館の歴史と言ったときに、必ず出てくるのが三多摩テーゼという言葉です。この三多摩テーゼの概要について教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 三多摩テーゼの概要についてであります。昭和49年3月、東京都教育庁社会教育部社会教育主事室が発行した「新しい公民館像をめざして」という刊行物が、いわゆる三多摩テーゼと言われております。この三多摩テーゼは、三多摩地区における住民のための公民館の設立が盛んに求められておりました昭和40年代におきまして、公民館が目指すべき姿を社会教育研究者及び社会教育関係者が研究しまとめたものでございます。

三多摩テーゼの具体的な内容でございますが、第1部として新しい公民館像をめざしてでは、公民館とは何か、公民館運営の基本、公民館の施設、今何を目指すべきか等の5項目。第2部では公民館職員の役割では、基本的な役割、組織体制、職務内容、勤務条件、任用、研修、職員集団の7つの項目に、最後に公民館主事の宣言（提案）というのが記載されております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

その三多摩テーゼの中では、読めば結構長い文章ですけれども、公民館の4つの役割、7つの原則というふうに簡潔に明記がされてると思うんですけども、そちらにはそれぞれどのようなことが書かれているのか教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 三多摩テーゼに明記されている内容について申し上げます。

まずは公民館の4つの役割であります。公民館は住民の自由なたまり場であること、公民館は住民の集団活動の拠点であること、公民館は住民にとっての大学であること、公民館は住民による文化創造の広場である

ことと明記されております。

次に、公民館の7つの原則であります。自由均等の原則、無料の原則、学習文化機関としての独自性の原則、職員必置の原則、地域配置の原則、豊かな施設設備の原則、住民参加の原則と明記されております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この東大和市の公民館にとっても、公民館にとって、この三多摩テーゼがどのような位置づけであるのかということもあわせて教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 三多摩テーゼの位置づけについてであります。東大和市の公民館におきましては、社会教育法によりうたわれております公民館の目的を達成するため、三多摩テーゼに示されております内容を参考にしながら運営を行ってきた経緯がございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 社会教育法にうたわれております公民館の目的ということでしたけれども、改めてこの社会教育法には、公民館の目的としてどのように明記をされているのか確認をさせてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 社会教育法における公民館の目的であります。社会教育法第20条において、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と明記されております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろん当市においても、この社会教育法でうたわれている、この公民館の目的というものを達成するというのもって、公民館、これまで運営されてきたというふうに思いますが、改めてこの点についてもその認識で間違いはないかどうか確認をさせてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館の運営に対する認識についてであります。公民館は社会教育施設として市内に5館設置され、年間約20万人の皆さんに御利用いただいている施設でございます。今お話、御説明させていただきましたけれども、公民館は三多摩テーゼの考えを参考に、地域社会の活性化のため、また地域づくりの拠点として、人々が気軽に集い、楽しみ、生涯にわたって学ぶことができる場所として、運営をしてきたと認識してございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

私も公民館にかかわらせていただく中で、いろんな利用者の方とも知り合うよい機会になったんですけども、本当に皆さん生き生きと活動されていて、東大和市の公民館、すばらしい発展を遂げてきたんだなっていうことを実感させていただきました。こうした児童から、青年、成人、高齢者まで、まさに全世代の全ての市民に対して、この教育を受ける権利を保障するというのが社会教育施設であるということが確認できたと思うんですけども、ここで②のほうに移りますけれども、この第9次の地方分権一括法が成立したことによって、これらの社会教育施設を、公民館を含めた社会教育施設を市長部局に移管することが可能となりました。これによって、これまでの社会教育施設がどのように変化すると考えられるのか、市の認識を教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 公民館や図書館など社会教育施設が市長部局へ移管することで、これまでの社会教育施設がどのように変化するかについてであります。第9次地方分権一括法が成立し、改正された12の

法律の中に、公立の社会教育施設である博物館、図書館、公民館等について、地方公共団体の判断により、教育委員会から市長部局へ移管することを可能とする法律が含まれております。

法律の概要を見ますと、教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館などの施設を社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により、市長部局へ移管することができるというものであります。現在は法律が改正して間もないことから、今後、他市の動向など情報収集に努めたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 観光、地域振興とか、まちづくりということは、そういうものを否定するわけではありませんし、そうしたことも大切な事業であるというふうに思います。ただ先ほども確認したとおり、社会教育施設っていうのはあくまでも国民が、全ての人が教育を受ける権利を保障する施設であると思います。市長部局に移管することで、まちづくりですとか観光資源としての目的のほうが強くなってしまえば、教育施設としての本来の目的が弱くなってしまいうるというふうに、そういうおそれがあるんじゃないかというふうに思うんですけども、その点についての市の認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 今回の法改正によりまして、教育施設の目的が弱くなるのではないかという点でありますけども、今回の改正によるメリットにつきましては、今議員もお話しされたとおり、観光や地域振興分野、まちづくり分野を担う部局と一緒に、一体的に所管することができるということで、社会教育のさらなる振興だけでなく、文化、観光振興や地域コミュニティの分野で相乗効果が期待できるというものであります。今回の改正によりまして、教育施設の目的は弱まるかについてでありますけども、市長部局に移管する際に一定の担保措置を講じるということであれば、その教育施設の目的は弱まることはないと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 別の部局にあったとしても、同じ市の事業ですから、私は相乗効果っていうのは、相乗効果というか、連携して両方をやっていくってことは十分可能だというふうに思うんですけども、殊、教育に対しては政治の介入を許さず、独立性を保つということがしっかりと保障されるべきだと思うんですけども、市長部局に移管されることによって教育の独立性は保たれるのか、その点について市の認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 社会教育施設の所管部署を移管することで、教育の独立性がどうなるのかということではありますが、教育施設を市長部局に移管する際には、社会教育の適正な実施の確保のために教育委員会の意見を聞くと言ったような、一定の担保措置が必要とされております。そして、この担保措置を条例等で定めるというふうになっておりますので、教育の独立性は確保されるものと認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 一定の担保措置が必要とされてるってことですが、私は今後も独立性を保つための一番の担保は、市長部局に移管することなく、引き続き社会教育部が所管することではないかというふうに、それが一番明快かなと思うんですけども、その点についての認識を伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 組織の関係でお答えをさせていただきたいと思っております。

地方分権一括法の関係で、今回、法改正が新たに成立したということで、実際には具体的な検討を現在行っておりません。今後その辺の社会教育施設を市長部局に移管した場合の効果とか課題等について、情報収集や研究をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君）　そうですね、まだ成立したばかりのことですので、ぜひ教育の独立性ということを保つために、また社会教育施設という施設の本来の目的を果たすために、移管をしないってことで強く要望をしたいと思います。

以上で、この②については終わりにしたいと思います。

○議長（中間建二君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君）　御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時51分 延会